

Title	一千五百八十一年版ダブルユー・エス・チェントルマン著 種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.1 (1939. 1) ,p.65(65)- 120(120)
JaLC DOI	10.14991/001.19390101-0065
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390101-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

強化せらるべき性質のものである。蓋し、回轉自體の増減に於いて機能の増減を計量し得るのは主として配給經營であるに對し、加工經營は與へられた回轉の一層經濟的なる遂行を要請せられるか故である。この意味に於いて回轉の増減を示す、個別賃銀、個別原料、比例間接費をそれぞれ別個に表明すると同時に、回轉と關係なき固定原價を獨立せしむるときはこれによつて能動的機能變化をそれぞれの方面に於いてし得る一の方法を與へてゐると考へられる。他面に於いて、販賣勘定への借記に對して、現實原價と計算又は標準原價とを對立せしむることによつて、其の總括的統制をなし得るのである。思ふに、統制方法として、この方法は必ずしも完全なる方法とは云ひ難いけれども、資本計算制度内にこれを取り入れ様とする限り、考慮すべき事を稍々具體的に示すものではないかと考へるのである。

以上述べたるところは經營機能の統制の全體に互つて述べたものではなくして、其の一局面を明かにしたに過ぎぬ。隨つてこれが爲めに尙ほノルドシュエックのなしてゐる如き計劃圖表の研究や米國に發達しつゝある標準原價制度の研究が行はるべきを要するのである。

(註一) Calmes; Fabrikbuchhaltung S. 81 83, 尙、勘定記號を用ひてこの發展を記述したるものも、H. Kalscher; Buchhalterische Erfolgsermittlung in Maschinenfabriken Köln. 1929 S. 48, Schnetler; Das Rechnungswesen in industrieller Betriebe Beln. 1938, S. 47-56

(註二) 拙稿三田學會雜誌「經營價值と操業率の關係に就いての若干の考察」

(註三) Emil Fratz; Der Kontenplan als Lehrmittel. Nürnberger Beiträge zu den Wirtschafts- und Sozialwissenschaften. Nürnberg 1933. S. 9-22

(註四) 諸等の諸體系及シュネットラーのそれに對する詳細なる紹介と批評は Schnetler 上掲書 S. 195-208.

一千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著

『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』

高橋 誠一郎

端 書

吾人は大正六年四月『三田學會雜誌』第十六卷第四號に『沙翁の著書と誤傳せられたる匿名氏の經濟論』を掲載したるを初めとして、一千五百八十一年倫敦に於いて出版せられたダブルユー・エス・ヂェントルマンと名乗る人の『目下我が國人の種々なる人々の有する或る日常の不平の簡略なる検討』(A Compendious or Briefe Examination of Certain Ordinary Complaints, of diuers of our country men in these our dayes: which although they are in some part vnjust and frinuous, yet are they all by way of dialogues throughly debated and discussed. By W. S. Gentleman.)と題する一大奇書に就いて述ぶることが一再に止らなかつた。而して是れ等のものゝ主要部分は昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』五二一五八頁、二二八—二四〇頁及び八四七—八五一頁に収録せられてゐる。

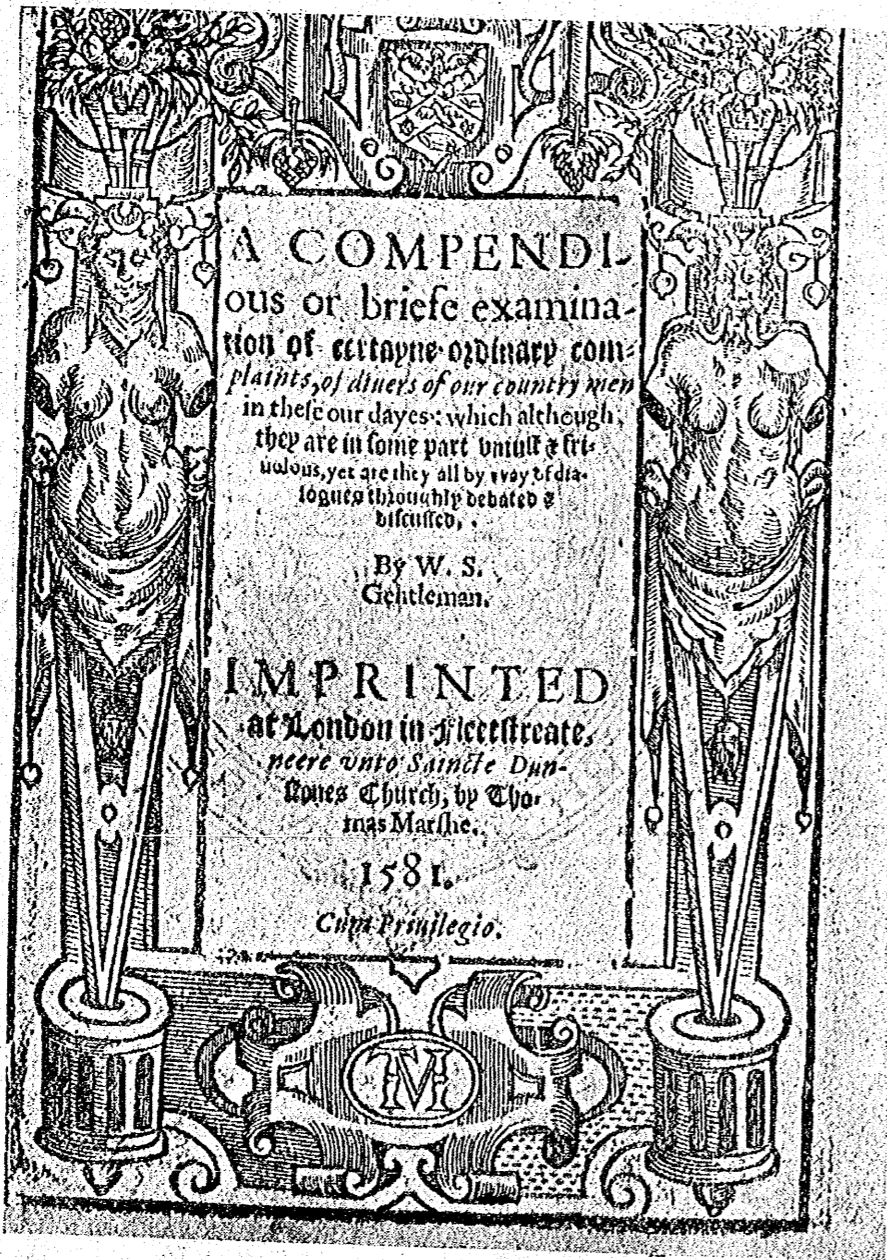
『一千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』』

「千五百八十一年版ダブルユー・エヌ・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

六六 (六六)

吾人が初めて本書の原版を見ることを得たのは、明治四十四年秋、倫敦サウス・ケンシントン、インピリアル・インスチテュート内に存する倫敦大學ヘッドクォーター図書館所屬「ゴールドスミス・カンパニイ經濟文献圖書館」(The Goldsmith's Company's Library of Economic Literature)に於いてであった。此の「經濟文献圖書館」の所蔵本は固とフォックスウェル教授(H. S. Foxwell)の手に蒐集せられたものであるが、吾人が同圖書館に於いて借覽せる本書の餘白頁には、此の版本の稀觀なることと、其の買入値段とが記入されて居つたことを記憶する。恐らくは同教授の筆になれるものであらう。

吾人は其の後、倫敦其の他の古書市場に於いて本書を求めて休まなかつたのであるが、之れを得ること能はざる二十有七年、前掲拙稿中に於ける引用の如きは總べて皆、劍橋大學ガートン・カレッジの故キリザベス・ラモンド嬢(Elizabeth Lamond)が、世に傳はる本書の寫本三篇中の一たるケントの法律家にして好古家であつたウィリアム・ランバード(William Lambard)の爲めに千五百六十五年に手寫せられ、爾後長く其の後裔によつて所蔵せらるゝものを底本とし、會つてジャージー伯爵(Earl of Jersey)の所有せるものであつて、今、牛津大學ボードリー圖書館(Bodleian Library)に所蔵せらるる他の寫本並びに諸版本等の異本を對校して出版せる「The Common Veal of the Realm of England」に依據せるものである。(是れ等兩寫本の外、可成りに遅く發見せられて、猶ほ未だラモンド女史の知る所とならなかつたものにハットフィールド(Hatfield)の寫本がある)。ラモンド嬢は本書上梓の業半ばにして千八百九十一年八月に世を去つた。其の師故カニングム教授(William Cunningham)は



第一圖

「千五百八十一年版ダブルユー・エヌ・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

六七 (六七)

『一千五百八十二年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』』

六八

(六八)



第二圖

女史の志を繼いで、終に一千八百九十三年に其の出版を完成した。ラモンド版は一千九百二十九年に再版せられてゐる。

吾人は此の書の初版本を入手することは殆んど不可能であると考へて居つたのであるが、最近圖らずも、倫敦グレート・ラッセル街六十四番の古書店デュード・ハーディングの一千九百三十八年秋期のカタログ中に本書の存することを知り、即時、電報を以つて其の購入を申し込み、十二月十二日之れを受理することが出来た。書肆は本版本が米國に存すること唯だ一部のみであると稱してゐる。這回、余の所藏に歸せる一本はクランパー文庫(Cumber Library)より出でたるものであつて、ニューキャッスル公爵(Duke of Newcastle)の金色の紋章が其の皮表紙の両面に捺刻せられてゐる。

吾人は今、漸くにして手に入れることの出来た此の第十六世紀の古版本を座右に備へて、或ひはウィリアム・シェイクスピアの著と誤傳せられ、或ひはウィリアム・スタッフフォード(William Stafford)の作と推定せられ、或ひはジョン・ヘールズ(John Hales)若しくはサー・トーマス・スミス(Sir Thomas Smith)の筆に歸せられ、未だ其の眞著者に關して定説を有することなき此の近世經濟思想史上の第一頁に記載せらる可き對話篇に就いて再び考察する所あらんとする。

爰に第一圖として掲ぐる所のものは該初版本扉の表面である。此の扉は別の一本よりして前掲ラモンド版第二版に掲載せられ、更らに是れよりして一千九百三十四年版ブランシー(Jean-Yves le Branchu)の *Facsimiles*

『一千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』』

六九

(六九)

『千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』』

七〇 (七〇)

sur la Monnaie XVI^e siècle de Copernic a Davanzati. 第二卷に轉載せられてゐる。余の所蔵に歸せる一本は其の保存状態極めて良好なるものではあるが、唯だ遺憾なるは第三葉の中央に數字の脱落あると、幾分上部の餘白の切り込まれてゐることである。此の扉も亦、製本の際の不注意から少しく剪截を蒙つてゐる。第二圖は扉の裏面に掲げられた王室の紋章であつて、余の所蔵本中に載せられてゐるものは單なる墨刷に過ぎないが、米國コネル大學圖書館所蔵本の其れには手彩色が施されてゐると云ふことである。(E. A. J. Johnson, Predecessors of Adam Smith. The Growth of British Economic Thought, 1937, p. 321.) 此の千五百八十一年版は所謂黒體活字(black letter)を以つて印刷せられた四折判五十五葉の小冊子であつてエリザベス女王朝版本の好典型である。

千五百八十一年、ダブルユー・エス・ヂェントルマンの匿名を以つて倫敦に於いて出版せられた『目下我が國人中の種々なる人々の有する或る日常の不平の簡潔なる検討』と題せられたる小冊子は實に英國經濟學の濫觴とも稱せらるゝを得可きものである。本書は中世より近世への總べての過渡的特徴を表示する。本書の著者は中世的都市經濟の境地を脱却して、近世的國民經濟の見地より立論せんとする。

封建社會の割據主義と羅馬教會の世界主義の兩者を破壊せんとするに鋭意なる民族的國家の發達は富に對する更らに大なる關心と經濟的活動の鼓舞とを招來した。地方的境界を超越し、將さに國家的意義に到達せんとする經濟

的過程、利害及び政策の起原は英國に於いては遠く中世に遡るを得可きものである。例へば、外國貿易の如きは極めて早くよりして國家的關心事と爲り、國王及び議會は屢々其の振興及び規制を企圖する所があつた。然しながら、一定時期に至る迄は地方主義は經濟的事項に於いて優越し、國家的見地、國家的利害及び國家的規制は之れに對して從屬的地位に立つて居つた。而も、國家主義は一世代毎に漸次其の勢力を増加し來り、遂には國民の經濟生活を支配するに至つたのである。封建の制度は生産方法としては不適當なるものと爲つた。農業方法に於ける革命は封建的經濟の基礎を破壊した。是れに由つて農村の人口は過剩と爲り、封建的義務は次第に代償せられ、封建的領主は其の負債額を増加し、而して彼れ等は市場を目的とする新たな農業方法に依頼するに至つた。他方に於いて新大陸及び新航路の發見は對外商業の甚大なる發展を誘致し、英國に於いては、商業の發達は自足的農事經營を破壊し、農業をして愈々益々市場に依頼するに至らしめた。恐らくは中世後期及び近世初期に於ける最重要なる經濟現象と稱せらるゝを得可き構圖運動は是れに由つて著しく促進せられた。而して是れに由つて喚起せられた社會問題は領主領内の事務に對する中央政府の干渉を増加するを必要ならしめた。英國は嘗だに新世界に於ける自己の配分を取得するが爲めのみならず、其の國家的獨立の存在を維持するが爲めにも亦、戰はなければならぬか、若しくは絶えず戦ふの準備を行はなければならなかつた。這般の目的の爲めに同國は海陸軍若しくは之れを急速に構成し得可き資料を有さなければならなかつた。海陸軍の擴張及び維持は主として經濟問題であり、其の解決は國家的目的の爲めに、又國家的規模に於ける其の國の産業及び商業の操作を要求した。海陸軍政策の要求する船艦及び兵士を

『千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』』

七一 (七一)

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七二 (七二)

取得し支持するが爲めには、國家的収入及び流通貴金屬の高の不斷の増加が必要とせられた。而して國內に鑛坑を有せざる英國は外國貿易に依頼するの外、他に金銀を取得するの道なきものと觀ぜられた。斯くて金銀を國庫及び商人の貯へ中に齎し、而して之れを國家の領域内に止らしむるの手段として外國貿易が使用せられた。チューダー諸王の治下に於いて産業及び商業の國家的統制の機關は著大なる發達を遂げた。中央政府の權威を主張し、マナー及びギルドの利益に代るに國家的考慮を以つてせんとするは、正さにチューダー王政の特徴であつた。

吾人が茲に紹介せんとするダブルユー・エス・ヂェントルマンの著は實に斯くの如きチューダー王政下の産物であつて、ラモンド版の公にせらるゝ迄は、ツワイヌ (Travers Twiss) 其の他の經濟學史家によつて多く A Briefe Concepte of English Policy の題名の下に引用せられ、(View of the Progress of Political Economy in Europe since the sixteenth century, 1847, p. 17. 其の他)、ラモンド女史によつては A Discourse of the Common Weal of this Realm of England. (題下に出版せられ、而して其の初版本本文の第一頁には A Briefe concepte touching the Common Weale of this Realme of England. と記されてゐる。本書は實に英吉利國家の共同の福祉に資すべき政策を論述するを以つて其の目的とせるものであつた。

二

本書の千五百八十一年版は寫本に存せざるエリザベス女王に宛てたる獻本の書翰一葉の外、梗概、序文並びに三篇の對話より成る。著者に對して深甚なる懸念を與ふるものは「此の英吉利の國家及び國土の衰頹」に關する幾多

の愁訴である。彼れは、特に斯くの如き衰頹を審議し匡救するの義務を有する國王の顧問府に屬するものではないが、而も彼れ自身英吉利國家の一員たることを知るが故に、彼れは自己を以つて這般の事項に對する單なる局外漢と看做し、又思惟することを得ざるものである。そは恰も難破の危險に遭遇せる船中に在る者が、彼れは其の船の所有者にも水先案内にも非ざるが故に、其の危險は何等彼れに關係を有するものに非ずと言ふを得ざるが如くである。「何人と雖も彼れの住する國家に對して局外漢たるものではない」。(A Compendious or briefe examination of certayne ordinary complaints, 1581, fol. 1.)

著者は、先づ人々が何事を悲歎するかを知り、次いで其の原因が何でなければならぬかを極め、而して後、如何にして斯くの如き悲歎が除去せられ、而して國家の狀態が再び改良せられ得るかを論ぜんとする。而して彼れは之れを行ふに當り、衆智を集むるの利益を認め、彼れが其の判断を主として尊重せんことを欲する學者のみならず、商人、農民及び技工の意見をも徵せんとする。彼れは眞理を篩ひ出すが爲めには對話の方法に依るを最良と看做し、斯くて彼れは一人の士爵が本事項に關して彼れと他の一定の人々との間に如何なる意見の交換を行へるかを其の讀者に向つて表明せんとする。對話中の人物は前記士爵、商人、博士、農民及び工匠の五人である。(Ibid., fols 1-2.) 是れ等五個の人物は孰れも實在の人物を寫せるものゝ如く、第一の話者たる士爵は、ラモンド女史に依つて、彼の女が本書の著者と推定せるジョン・ヘールズ其人を表現せるものと看做されてゐる。

ヘールズは共有地及び耕作地を構圍して牧羊場たらしむるを抑制せんことを企圖せるサマーセット (Duke of

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七三 (七三)

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・チェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七四 (七四)

Sothset)の不運なる企圖の陣頭に立つて戦へる者である。彼はケンスト州、ハルデンに於けるヘールズ・ブレースのトーマス・ヘールズの末男として生れた。其の生誕の年月は不明である。彼は頗る博學多識の人として尊敬せられて居つたが、大學教育を受けたことはなかつたやうである。彼は羅典、希臘、佛蘭西及び獨逸等の諸語の知識を有し、古典哲學に廣く通曉し、文神學に熟達して居つたが、斯くの如きは孰れも皆、獨學自修の結果に成れるものと看做されてゐる。彼は幼年の頃の怪我に由つて跛と爲り「跛脚(Cubfoot)のヘールズ」と綽名せられ、従つて軍務に従事することを得なかつたのであるが、篇中の士爵は自ら軍隊の經驗あることを言明しつゝあるを以つて、是れ等兩者を同一人物と觀ること能はずと做すの説も存する。彼はヘンリー八世及びエドワード六世の治下に於て書類監書記官(Clerk of the Hanaper)を勤めたと云はれてゐるが、是れはストラインプ(John Strype)のEcclesiastical Memorials, 1721. 以來、彼れ及び彼れと同姓同名のジョン・ヘールズが混同せられたが爲めに生じた誤謬であると看做されてゐる。彼れは千五百四十三年の頃、Highway to Nobility. を上梓し、又同年ブルータルホスの翻譯 Precepts for the Preservation of Health. を出版した。彼れは修道院及び祈願所の崩壞に基きヘンリー八世より千五百四十八年、カベントリーに於ける聖ジョン慈惠院並びに廣大なる地所の下附を受け、其の後該施設を無料學校に變じ、年々の俸給によつて之れを維持した。(Sir William Dugdale, Antiquities of Warwickshire, 1656, p. 179; Thomas Tanner, Notitia Monastica, 1695.)。恐らく之れが英國に於ける最初の無料學校ではあるまいかと云はれる。(Richard Watson Dixon, History of the Church of England, 1529-58, 1574-91, II.

508.)。彼れは同校に於いて使用する爲めに Introductiones ad Grammaticam. を一部分は羅典語、一部分は英語を以つて草した。彼れはエドワード六世朝の第一議會にランカスター州のプレスタンより選出せられて議席を占めたが、千五百五十三年以後は議會に列することなく、千五百六十二年に至つてランカスター^ポより選出せられて再び代議士と爲つた。千五百四十八年構圍の害悪及び物價の騰貴に深く動されて、彼れは三個の法案を議會に提出した。第一のものは廢屋を建て直し、農業耕作を維持するを目的とするものであり、第二のものは食料及び其の他の物を更らに高價に賣却するが爲めに買ひ占むること(regravage of vitell and other thynges)を防止することを企圖せるものであり、第三のものは牛(cattell)の數を増加する目的を以つて牧畜業者をして羊に對する一定の割合に於いて牛を飼はしめんとするものであつた。前二法案は上院に、第三の法案は下院に提出せられたが、而も、是れ等の法案は悉く皆葬り去られたのである。(The defence of John Hales ayenst certeyn sclaindres and false reportes made of hym. Discourse, op. cit., pp. lxii-lxiii; Strype, op. cit., iii, 210.)。

同年六月一日、次第に増加しつゝある農民の不平がサマーセットを動かして構圍調査委員を任命せしめ、構圍及び構圍地の創設が耕作地及び家屋の廢毀、耕作地面積の減退並びに失業及び貧困の増加を來さしむるの程度を研究せしむるや、ヘールズはミッドランド諸郡を擔任せしめられた六委員中の一人として活動した。惟りヘールズによつて指導せられた委員のみが眞面目の努力を行ひ、此の年の七月までに割り當てられた區域は踏査せられ、構圍を行へる者の罪料を考究するが爲めに陪審官は登簿せられた。違犯者は小屋を建て直し、柵を取り毀し、牧場を耕作

「千五百八十二年版ダブルユー・エス・チェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七五 (七五)

地に復歸せしむるの約諾を強要せられた後、其の所爲を宥せらるゝを常とした。然しながら、委員は總べての構園を悉く非難したのではなく、ヘールズは個々の借地人による保有地の結合には明確に賛意を表した。而も彼れが構園調査委員として取れる嚴然たる態度は土地所有紳士階級及びウォリック伯爵(Earl of Warwick)の憤怒と反抗を受け、不和軋轢を激生し、復も農民戦争を誘起せしむるものとして告發せられた。一千五百四十九年、ウォリックがサマーセットを倒すや、ヘールズは海外に逃避した。彼れは流寓裡に在つて本書を草し、對話の形式に於いて當時の英國の情況及び思想を表明せんとしたものであると推定せられてゐる。

彼れの外國に於ける消息は一時其の同胞クリストファ・ヘールズにも明かでなく、クリストファは一千五百五十年五月二十四日 Gueter に書を寄せて、彼れにして若しチェーリッヒに赴かば、其の同胞ジョンに宜しく傳言を乞ふ旨を記してゐる。(Original Letters, Parker Society, Nos. 99, 100, pp. 188, 189.)。而して彼れは一千五百五十二年にはストラスブルグに滞在して居つた證據がある。(Cramer, Works, p. 434, Letter 299.)。彼れはメリー女王の治下に於いても、同じく國外生活を持続したるものゝ如く、吾人はストライブに據つてフランクフルトに於ける流寓英人中に彼れの名を見、而して其の同胞クリストファと共に是れ等の人々の中に在つて特に宗教上の論争に従事せるの事實を知るのである。(Strype, op. cit., iii. 404; Original Letters, op. cit., p. 764.)。彼れの財産は一千五百五十七年に沒收せられた。彼れはメリー女王の死後、漸くにして英國に歸ることが出来た。彼れがエリザベスに對して述べた祝辭が寫本として傳つてゐる。(Harleian MSS. vol. cccxix. No. 50.)。然しながら、

「千五百六十四年、彼れは故攝政サマーセットの長男ハートフォード伯(Earl of Hertford)と故サフアーク公グレイ(Henry Grey, Duke of Suffolk)の女カザリン(Katherine)との間の結婚問題に容喙せるが爲めに君寵を失ふに至つた。カンタベリの大監督パーカー(Matthew Parker)は、委員會に於いて、當事者等が之れを立證すること能はざるが故に、此の結婚を以つて不法なりと宣言したのであるが、ヘールズは、結婚は單に當事者等の同意のみによつて正當たらしめらるゝものであり、英國の王位に對する權利はエリザベス女王が子女なくして死する時は、オックスフォード家に屬すると云ふ意味の小冊子を公にしたが爲めである。彼れは倫敦塔に監禁せられ、會つてサマーセット公の秘書であり、今はエリザベス女王の寵臣としてときめけるウィリアム・セシル(William Cecil)の力によつて漸く放免せらるゝことを得たが、一千五百六十八年に於いても猶ほ勅許なくして其の家を去ることを得ずと云ふ拘束を受けて居つた。ヘールズは一千五百七十一年十二月二十八日を以つて歿し、倫敦 St. Peter-le-Poer 寺院に葬られた。」(Dictionary of National Biography, ed. by Leslie Stephen and Sidney Lee, vol. viii, 1908, pp. 913-914; R. H. Tawney, The Agrarian Problem in the Sixteenth Century, 1912, pp. 166-167, 366-371; W. H. R. Gurtler, The Enclosure and Redistribution of Our Land, 1920, pp. 91-98; Johnson, op. cit., pp. 20-21.)。

三

斯くの如き生涯を送れるジョン・ヘールズは、ラモンド嬢以來、多數の學者によつて、此の一千五百八十一年版對話篇の眞著者と看做さるゝ所であるが、而も、本書の著者に關して早くよりしてサー・トーマス・スミス(Sir Thomas

「千五百八十二年版ダブルユー・ユース・デ・セントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・チェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七八 (七八)

Smith) 説がジョン・ヘールズ説に對立せることはウイリアム・ランバードが自ら其所藏の寫本に記入せる手録に依つて明かである。ラモンド女史は實に此の手録の與へたる暗示に基いて周到なる研究を行ひ、サー・トーマス・スミス説を排し、殆んど確信を以つてジョン・ヘールズ説を主張せるものであるが、而も今日に於いては彼の女の意見は反對を受け、其の眞著者をサー・トーマス・スミスに歸せんとするの傾向あることは吾人が他の機會に於いて一言せるが如くである。(『三田學會雜誌』第三十二卷第二號所載拙稿「ジョン・シッフ・マッシー編二千五百五十七年より一千七百六十三年に至る商業・通貨及び救貧法に關する書篇及び小篇蒐集目錄」參照)。

サー・トーマス・スミスはエリザベス女王朝を通じて混成君主政體に關する英國流の見解を表明せる者の中、最も重要な地位を占むるものである。彼れは一千五百十三年十二月二十三日、エドワード黒太子(Edward, the Black Prince)の私生子サー・ローチャード・クラレンダン(Sir Roger de Clarendon)の後裔と稱する富貴の家に生れ、十四歳にして劍橋に入り、一千五百二十九—三十年一月二十五日にクインズ・カレッジの特待校友と爲り、一千五百三十八年、年僅かに二十五にして同大學代表者(public orator)に擧げられ、一千五百四十年、教會と國家との關係に關し、宗教改革によつて提起せられたる論争に興味を有するに至つたが爲めに、羅馬法及び教會法研究の目的を以つて大陸に渡り、伊太利亞・パドヴァに於いて民法學博士の學位を得、一千五百四十二年、著しく、新教、並びに宗教を國家の支配下に置かんとする瑞西の碩學エラスタス(Thomas Erastus)の主張に傾いて劍橋に歸り、同大學より法學博士の學位を授けられ、同四十四年、國王によつて同大學に於ける最初の羅馬法恩賜講座教授(Heretics

professor)に任命せられ、又、自然哲學及び希臘語をも講じた。彼れは一千五百四十六年に牧師の僧階を得たが、エドワード六世の登極と共に、攝政サマーセットの庇護を受けて政界に入り、幾多の公職を奉じ、一千五百四十八年七月一日には特命を帯びてブリュッセルに赴き、同八月に歸國した。サマーセットの没落と共に、彼れは其の職の大多數を剝奪せられ、十月十四日倫敦塔に投ぜられ、一千五百四十九—五十年三月十日、國王に對する三千磅の債務を承認して釋放せられた。メリー一世の反動的治世に於いては、彼れは更らに大なる辛酸を嘗めた。彼れが新教徒として更らに重大なる刑罰を受くることなきを得たのは、主として彼れが會つてエドワード六世時代に辯護せるウインチェスターの僧正ガーディナー(Stephen Gardiner)の力に依るものである。エリザベス女王の即位と共に、彼れは再び其の勢力を挽回し、一千五百五十八—九一年一月六日にはリヴァプールより議員に擧げられ、同年の敎式統一令(Act of Uniformity)及び改訂祈禱書の編纂に際して重要な役割を演じた。一千五百六十二年九月より十六年五月に互つて、彼れは大使として佛蘭西に駐劄し、英佛の協商を確立し、一千五百七十二年、再び同國大使たるに及んで之れを防守同盟に化せしむることが出來た。既に一千五百七十一年三月五日を以つて樞密院に入れる彼れは這般の功績に由つて一千五百七十二年七月十三日エリザベスによつて主要なる國務大臣の椅子を與へられ、一千五百七十七年八月十二日、ヘッセックスの Theydon Mount に長逝した。(John Strype, Life of Sir Thomas Smith, 1698; Dictionary of National Biography, op. cit., vol. xviii, 1909, pp. 532-535; F. J. C. Hearnshaw, art. "Sir Thomas Smith", in Edwin R. A. Seligman's Encyclopaedia of the Social Sciences, vol. I)

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・チェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

七九 (七九)

xiii, 1937, pp. 117-118.)

スミスは一千五百六十五年頃、巴里に在つて其の主著 *De Republica Anglorum; the Manner of Government or Police of the Realm of England*. の少くとも最初の稿本を草したのであるが、本書は著者の死後一千五百八十三年に至るまでは出版せらるゝことがなかつたのである。本書は二世紀餘の間に十一版を重ね、一千五百八十九年以後の版本は *The Common Wealth of England*. と題されてゐる。其の最新最良の版本は一千九百〇六年、アルストン (L. Alston) によつて刊行せられてゐる。彼れに従へば、英國の最高且つ絶對の権力は議會に存する。議會の決議は君主及び全國士の行爲である、是に於いて乎、何人と雖も正しく不平を訴ふることを得ざるものであつて、須らく之れを是認し、之れに従はなければならぬ。議會は舊法を廢棄し、新法を制定し、過去の事物に對し又向後繼續せらる可き事物に對して秩序を興へる。(ibid., III, 1, ed. L. Alston, p. 48.)

スミスは哲學者ではなくして、事務家であり、法學者であり、古典學者であり、實際政治界の人であつた。(J. W. Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, 1928, p. 263.) 彼れは諸般の政務に従事し、特にダブルユー・エス・デントルマンの書中に論述せられつゝある貨幣に關する問題に大なる興味を有し、一千五百四十八年幣制改革に關する諮詢を受け、「テストン」貨 (teston) の禁止を主張したが、(John Strype, *Life of Sir Thomas Smith*, p. 36.) 構圖調査委員とは何等の交渉なかりしが如くである。彼れの甥(其の兄弟にして倫敦の呉服商であつたデローヂの子)であり、其の伯父の愛蘭土に於ける諸所領を繼承せんとして遂げなかつた人に、恰も夕

ブルユー・エスの首文字に相當するウィリアム・スミス (William Smith) がある。(尙ほ本對話篇の眞著者に關する考察に就いては前掲 *Discourse* 並びに *Erdis Notables sur la Monnaie de Copernic a Davanzati*. の緒言参照)。

四

對話篇中の第二の人物は農民であつて、同時に牧畜業を兼ね、借地人の利益を代表する。第三の人物は帽子製造職の親方であつて、手工業者の利益を代表する。第四の人物は呉服商であつて、商賈の利益を代表する。是れ等の人物は果して何人を寫せるか、固より不明であるが、然もラモンド女史は是れ等の點に關しても種々なる摸索を行つてゐる。(Discourse, op. cit., pp. xxiv-xxv.)

是れ等四個の人物は英國の沈衰せる状態に關し夫々の意見を博士に向つて表明する。博士は其の人本主義的學識を基礎として竟に幾多の問題を解明し、而して解決への道を指示する。博士のモデルは新教の殉教者ヒュー・ラチマアである。と推定せられてゐる。ラチマアはローマンの子としてレスタア附近のサカストーンに生れ、十四歳にして劍橋に送られ、一千五百十年二月クレイプ・カレッジの特待校友に擧げられ、同二十二年、大學說教者に任命せられ、同二十四年、神學得業士の稱號を得るが爲めにメラントヒオン (Philip Melancthon) に對する論難演説を行つた。(彼れは神學得業士の稱號を獲得したが、而も常例の手數料を支拂はなかつたが爲めに、後に至つて此の稱號に對する資格を拒否せられたるが如くである)。蓋し、彼れは當時に在つては、彼れ自身の語を以つてすれば、「英國に於けるあらゆる者と等しく執拗なる羅馬教徒」であつたが爲めである。然しながら、其の翌年、此の論難演説の聽

「千五百八十一年版ダブルユー・エス・デントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

者の一人であつたブルニヤ(Thomas Biley)の感化によつて、「初めて神の言葉を嗅ぐに至り、スコラ神學者及び之れに類する馬鹿者供を見捨て」幾許ならずして新教々義の熾烈なる説教者として其の名を轟すに至つた。一千五百三十二年一月二十九日、異端の罪に問はれて倫敦の監督の^{ビショップ}前に出頭するの命を受け、四月十日、集合せる監督等の前に於いて自説を取り消した。ヘンリー八世の結婚の適法なりや否やを審議するが爲めに任命せられたる劍橋神學者の一人として彼れは國王に味方し、アン・ボレーン(Anne Boleyn)附禮拜堂牧師及びウルトシヤに於けるウエスト・キングトンのレクターたらしめられた。彼れは一千五百三十五年夏、ウースタアの監督に就任し、而して同三十年六月九日、僧官會議(Convocation)の開會に際して宗教改革を主張せる力強い二回の説教を行つた。然るに宗教改革の事業が寧ろ後退せるが爲めに、ラチマーは朝廷に於ける首尾よろしからずして、其の管區に退隱し、此處に絶えず「教授し、説教し、勸奨し、記述し、修正し、且つ改革する」の勞作を續けて休むことがなかつた。彼れは一千五百三十九年の「六箇條法」(Act of Six Articles)に署名するを拒んだが爲めに、同年七月一日、監督職を辭し、監禁を命ぜられて殆んど一箇年間チチェスターの監督サンブサン(Sampson)の監視の下に置かれ、同四十六年にも亦再び監禁の憂き目を見た。エドワード六世の治下に於いて、彼れは朝廷に於ける其の勢力を回復したが、而も再び監督の職に就くことを避け、傳道及び實際的慈善事業に従事し、更らに一層宗教改革の事業に盡瘁するに至つた。然るにメリー女王の治世と爲るや、彼れは一千五百五十三年九月四日に逮捕せられ、五十四年四月、牛津に於いて審問を受け、五十五年十月一日彼れはリンカンの監督によつて異端の判決を受け、同年十月十六日、ベリオル・カレッジ

の向ひ側なる溝に於いてリドリ(Nicholas Ridley)と共に焚殺せられた。彼れはリドリーの足許の薪が點火せられた時、彼れに向つて叫んで曰く、「リドリ君よ、元氣なれ、而して男らしかれ、我れ等は今日神恩に依つて余が斷じて滅せしめらるゝことなかる可きを信する燭光を英國に於いて點す可きである」と。老いたるラチマーはリドリに先き立つて焔に負け、大なる苦痛もなくして死んだ。

ラチマーは恰も古代に於けるヘブルの豫言者が其の時代の罪惡を非議するが如き熱烈なる辯舌を以つて、當時の經濟上の問題に言及した。彼れの『説教集』(Sermons by Hugh Latimer, sometime Bishop of Worcester)を繙く者は、此の對話篇中の博士の論ずる所と同一の問題、例へば構圖の増加、貨幣價値の低下、高僧の怠慢、大學の衰微等に論及せるもののみならず、其の見解は又、篇中の博士の口吻と或る程度まで類似せるものあるを發見することが出来よう。彼れは一千五百四十九年三月八日エドワード八世の前に行へる最初の説教に於いて曰く、「汝等地主よ、汝等地代徴收者よ、汝等繼領主よ(余は斯く云ふを得可きである)、汝等不自然なる領主よ、汝等は汝等の所有に對して年々餘りに多くを取得しつゝあるのである。蓋し、そは今より以前には年々二十磅乃至四十磅を取得したのであるが、(斯くの如きは一の領地に於いて他人の汗と勞働とから無代を以つて取得せらる可き正當なる部分である)、今年々五十磅乃至一百磅に貸し出される」。這般の「餘りに多く」から、神が吾人の荒地とは事變り、慈愛深く大地の果實を充分に吾人に送るに拘らず、人爲によつて生ぜしめられた此の異常且つ奇怪なる拂底は生ずる。是れ等富者の有する「餘りに多く」は自己の勞働によつて生活する貧民が其の面の汗によつて生計を得ること能はざる底

の拂底を生ぜしむるに拘らず、豚、鷺鳥、去勢鶏、雛、卵等總べての食料は甚しく高價である。是れ等の物は他の物と共に甚しく法外に騰貴せしめられた、而して、眞に余は斯くの如き傾向にして持續するならば、吾人は遂には一頭の豚に對して一磅を支拂ふの已むなきに至らしめらる可きものと思惟する。」と。(Sermons, p. 99)。又曰く、「加之、或る人々の言ふが如く、果して國王の名譽が人民の夥しく多數なるに存するとしたならば、是れ等の牧畜業者、構園者及び地代を擧ぐる者は國王の名譽を害する者である。蓋し夥しく多數の戸主及び住民の存して居つた所に、今は唯だ一人の牧羊者と其の犬とが居るばかりであるからである。斯くて彼れ等は何人よりも以上に國王の名譽を害する者である。」と。(Sermons, p. 100)。

ラチイマーは又、貨幣改悪の物價に及ぼす影響を明かにして居つた。「貨幣の不善は總べての物をしてより、高價ならしめたと言はれてゐる」。(Ibid., p. 68)。「銀貨の不良は國內に於ける總べての物の不廉の原因であつたからである」。(Ibid., p. 137)。

五

篇中の各人物、即ち士爵、帽子製造職、農民及び商人は孰れも皆、彼れ等の代表しつゝある利益が當時の情況に由つて著しく抑壓せられつゝあることを認める。當時國內には食料品及び其の他の商品夥多なるに拘らず、物價はあらゆる方面に於いて騰貴し、總べての貨物の高價なることに實に驚く可きものあるに於いて、彼れ等は悉く同意せるが如くであるが、然も其の原因に關しては孰れも皆、一致點を看出すことを得なかつた。農民は諸貨物の不廉を

構園に歸する。構園は耕作地を減少せしめ、彼れ等をして其の占有する土地に對してより、高價を支拂はざるを得ざらしめる。是れが爲めに、彼れの附近六哩以内に於ける十二の農場は最近七箇年内に拋棄せられ、而して、四十の人々が其の生計を獲得しつゝあつた場所に於いて、今や一箇の人と其のシェパードとが總べてを享有する。(A Compendious, op. cit., fol. 3)。

帽子職は大體に於いて這般の解釋に同意する。彼れは已むなく彼れが過去に於いて支拂ふの常であつたよりも一日二ペンス餘計に其の職人に支拂つて居るのであるが、而も猶ほ彼れ等は彼れ等に是れに依つて充分に生活すること能はずと稱する。徒弟を扶持するの費用増加せるが爲めに、彼れ等製造職は以前と相違し、殆んど一人の徒弟をも維持することを得ざるの有様である。斯くて是れ迄、住民多く且つ富裕であつた都市は甚しき荒廢と貧困とに陥つてゐる。(Ibid.)。商人も亦、惟り倫敦を除くの外、英國の總べての町の大部分が然ることを認める。都會の家屋、市壁、街及び其の他の建築物が甚しく朽廢せるのみならず、地方の大道、橋梁も亦、同様である。(Ibid. vols. 3-4)。

然るに士爵の言ふ所に據れば、構園は這般の高價の原因たる可きものではない。其の土地を除いては、販賣し、若しくは依つて以つて生活す可き何等の商品をも有することのない紳士は、製造品及び勞働の價格が騰貴せるが爲めに悲哀を感じることに最も多きものである。(Ibid., vol. 4)。

商人は言ふ、彼れ等は會つては或る教區の寺院に祈願所を建立することが出來た程、餘元を有して居つたのであるが、今や彼れ等は殆んど借財なくして生活すること能はざるに至つた。此の町外れの施療院も亦、久しからざる以前に商人の一人によつて建設せられた所である。

(Ibid., fol. 5.)。地主をして言はしむれば諸物價が騰貴せるに拘らず、彼れ等の所得は資金及び地代が固定せるが爲めに増加することがなかつた。是れが爲めに、彼れ等の多くは晩近、在所を離れ、其の眷屬を見捨て、倫敦に於いて借間し、若しくは招かれざるに宮廷に伺候するの已むなきに至つたのである。而して猶ほ依然として在所に残留せる者は其の家計の三分の一を切り詰むるか、或ひは其の収入の三分の一を増加するかを餘儀なくせられる。而して惟り彼れ等の土地を牧場に變ずるか、若しくは借地年限の終了せる際に地代を引き上ぐるかによつてのみ、彼れは騰貴しつゝある價格と拮抗することを得るのであるが、斯くの如き工夫すら不充分である。(Ibid., fol. 5.)。斯くの如き士爵の愁訴の後を受けて、農民は這般の牧羊場の増加を以つて總べての災害の原因なりと做し、是れに由つて耕作が廢棄せられたのみならず、牛、豚等の家畜、鶯鳥、鶏等の家禽の飼育並びに牛酪、乾酪の類の産出を排除せることを主張する。(Ibid.)。

不平を訴ふる者は嘗だに地主、農民、手工業者及び商人のみに止らずして、博士も亦、彼れの階級の苦惱を告げる。初穂及び十分一税は彼れ等の収入から控除せられた。(Ibid., fol. 6.)。是に於いて乎、帽子職は、彼れ等の階級も亦、犁と荷馬車の業に従事す可きことを提唱し、學問に對する無理解を表明する。(Ibid.)。斯くの如き手工業者の意見に對して博士は言ふ、「然らば、御身は言葉並びに読み書きの知識以外には全然何等の學問をも顧みざるものである」と。然も這般の意向を有するものは惟り彼れのみならずの觀がある。蓋し、其の子を大學に送れる者は、彼れ等が少しく羅典語の知識を修得するに足るの期間以上に彼れ等を此處に留らしむることを許さざるが故で

ある。彼れ等は是れに依つて書記官、法律家、會計監査士、收入役若しくは或る紳士又は其の他の者の秘書と爲り、其の糊口の途を求むるのである。斯くて大學は、云はゞ、空虚たらしめらるゝのである。斯くて此の國は幾許ならずして賢明にして且つ策謀に富める人々を缺くことゝ爲り、斯くて又野蠻蒙昧と化し、而して遂には、吾人が曩きに其の主人であつた他の國民の奴隸と爲り、之れに従屬するに至る可きである。(Ibid.)。博士を以つて見れば、一帝國若しくは王國は、主として學識によつて取得せらるゝ智略及び策謀に依るが如くに、人々の剛毅又は腕力に依つてよく勝利を得せしめられ、若しくは防護せらるゝことなきものである。(Ibid.)。而して、經驗は睿智の父であり、記憶は其の母である。學問は經驗の不足を補充する。最も年老いたる人と雖も惟り彼れの時代の事物のみを見るに過ぎない、然るに學識ある人は單に自己の生涯の經驗のみならず、世界開闢以來の總べての時代及び總べての國々の經驗によつて嚮導せられる。斯くて、學識は縱令ひ何等實際且つ直接の便宜が是れよりして取得せらるゝことがないとしても輕視す可らざるものである。而も、算術及び幾何は兵學に役立ち、星學は農業の知識の完成に資し、醫學は家畜病醫療の上に於いて實際的價值を有し、幾何學は農民の土地測量に、建築學は大工及び石工の技術に貢獻する。論理學及び修辭學並びに哲學、就中、倫理哲學の知識は政治に參與する者に取つて必要である。博士は倫理哲學を以つて先づ第一には、各人が如何にして正しく自己を支配す可きかを、第二には、彼れが如何にして賢明且つ有利に其の家族を指導す可きかを、而して第三には、一都市若しくは一王國又はあらゆる他の共同體が平時に於いてのみならず、戦時に於いても亦、共に良く指揮せられ、統治せらる可きかを示すものと觀る。(Ibid., fol. 5.)

89)。即ち、彼れはアリストテレスより繼承せるスコラ哲學の傳統を傳へて、倫理哲學を倫理、經濟及び政治の三部門に分たんとするものである。

這箇、帽子職に答ふる博士の言は實に沙翁劇『ヘンリー六世』に於いて、「汝は謀叛をたくらんで、古典學校なんか建立へて、國ぢゆうの若え者等を墮落させやがつた。先祖たちの比にや、棒に刻み目を附けたゞけで、書なんかなかつたのに、汝が印刷てことを始めさせやがつた。又、王だの、冠だの、威嚴だのにや似つこらしくねえ製紙場てものまで建造へやがつた」と叫ぶ一千四百五十年のケント人、揆の首魁ジャック・ケード(Jack Cade)の罵詈に對して「學者共を優遇したのは、學問で御登用にあづかつたわしでもあり、又、無學は神の呪ひであり、知識は天に到る翼だと信じてゐたからである」と答ふる國王の寵臣セイ卿(Lord Say)の言を思はしむるものがある。(William Shakespeare, Henry VI. Pt. ii, act 4, scene 7. 以上の引用は坪内逍遙博士譯に據る)。吾人は又茲に其の效用を目的として知識を求めんとするフランシス・ベーコン(Francis Bacon)流の精神を認めることが出来る。

商人曰く、現時に於いては何人も皆、憂鬱である。紳士は其の先代の如く彼れの土地よりの収入のみでは生活することが出来ない。工匠はあらゆる種類の食料が著しく高價なるが爲めに、さまで多數の職人を使傭することを得ない。農民は其の土地の地代が舊時に比して高價なるが爲めに惱されてゐる。而して彼れ等商人は海外より來るあらゆる物に對して以前よりも遙かに高價を支拂ふに拘らず、購買力の缺乏の爲めに、さまで多數の買手存せざるが故に、曩時に於けるが如く、よく是れ等の貨物を賣り捌くことを得ない。(此の邊の敘述はランバードの寫本に比し

て版本の方は著しく簡略と爲つてゐる。織物ヤードの仕入値段の如きは、本書著作の時と出版の時とに於いて可成りの相違を來したが爲めに、是れに關する敘述の如きは之れを削除したのであらう。(ibid., fol. 11, cf. A Discourse, op. cit., p. 32)。

博士は、君主が這般の一般的高價、特に又鑄貨の改變によつて失ふ所最も多かりし事實を表明する。蓋し、君主の収入は、他の地主の其れと等しく固定せるものであつて、彼れは減少せる収入を補足するが爲めに通貨改惡の手段に依頼したのであるが、而も、斯くの如き政策の反動力は不利なる結果を來し、彼れの租税は惡貨を以つて支拂はるゝが故である。而して這般の惡貨は又外國貨物を購入するの力少なる可く、斯くて軍需品を購入し、若しくは一朝事あるに臨んで兵士を徵募し得可き財寶を缺くとしたならば、實に其の國土及び其の臣民の總べてを危険に瀕せしむるものである。(ibid., fols. 11-12)。

斯くの如き博士の言に對して帽子職は疑問を挾んで曰く、女王は這般の不足を其の臣民に對する賦課によつて補足可きが故に、陛下は其の臣民が財寶を有する限り、不足を感ずること能はざる可きであると。博士答ふらく、臣民が之れを有する限りに於いて汝の言ふ所は正しい、而も臣民が何物をも有せざる際に、國王は如何にして金銀を取得し得可きであるかと。(ibid., fol. 12)。爰に人民の貧困は即ち國王の貧困を意味すると做す政治經濟學的考察は下されたのである。人民は君主の財源である。今や國家の収入が人民に依存する所大なるの事實發見せられて、「政治的經濟」を以つて、國民的發達に依つて人民を富強ならしむるの術と思惟するの時代は將さに來らんとする。

六

第二編に入つて、士爵は先づ、總べての物が著しく豊富なる際に驚く可き高價の存することを訝る。斯くの如き高價の原因は何であるか。「現時に於けるよりも家畜の豊富なることは斷じてなかつた、而も猶ほ普通に高價を生ずるものは諸物の稀少である」。それは正さに異常の高價である。(Ibid., fol. 13.)。農民は這般の高價の原因を以つて地代を引き上ぐる紳士に歸する。紳士は彼れ等が農民より購入する總べての物に對して高價を支拂はざるを得ざるが故に、其の地代を引き上ぐるの已むなきに至ると做して、高價の原因を農民に歸する。(Ibid., fols. 13-14.)。是に於いて乎、博士は論斷を下して曰く、國內に於ける總べての土地が其の地代を二十年以前と異らざる程度まで低下したとしても、借地農は其の購入せざるを得ざるあらゆる他の物の價格が舊時に復せしめらるゝに非ざれば、二十年以前に於けると等しく低廉に其の貨物を販賣すること能はざる可きである。而も、彼れ等の購入する所の貨物をして先づ低廉に販賣せしめ、而して後、彼れ等の貨物を低廉に販賣せしめんとするの計畫は斷じて實行せらるゝことを得ない。蓋し、鐵、參兒、亞麻等の如き貨物を販賣する者は外國人であつて、陛下の權域内に存せざるが故である。外國人をして其の貨物を高價に販賣せしめ、自國民をして其の貨物を低廉に販賣せしむるは、固より得策ではなく、結局外國をして著しく富裕ならしめ、自國をして貧困ならしむ可きである。(Ibid., fols. 14-15.)。地主若しくは借地農の孰れと雖も、地代の騰貴若しくは物價の騰貴を來さしめたるの責を負はしめらるゝを得ざるも〇である。(Ibid., fols. 15-16.)。

改惡せられたる英國の鑄貨は國內に於けると等しく外國に於いて承認せらるゝことがない。是に於いて乎、外國人は彼れ等にして若し其の貨物に對して英國の鑄貨を受理す可しとしたならば、多大なる損失を蒙らなければならぬ。斯くて彼れ等は彼れ等の貨物を是れに對して總べての場所に於いて流通する鑄貨を取得するを得可き他の場所に賣したのである。外國人及び總べての商人は、英國人に取つては最も高價であり、彼れ等に在つては最も低廉であつて、彼れ等をして其の勞働を費さしむるに過ぎざるが如き貨物を英國に賣すのである。(Ibid., fol. 16.)。博士は又、士爵の身にさゝやいて言ふ、外國人は英國の貨物を購入するが爲めに眞鍮の質造銀貨を輸入すると。農民、紳士及び國內に於ける他の總べての者が彼れ等の物を安く賣り、而も猶ほ海外より來る總べての物を高く買はなければならぬとしたならば、彼れ等は如何にして長く繁榮なるを得可き。博士は斯くの如き鑄貨に對する検査官及び之れに對して設けられた刑罰の効果を殆んど信ぜざるものである。(Ibid., fol. 17.)。外國人の貨物が高價なる限り、外國貿易を廢棄し、英國人は外國人なくして生活し、外國人は英國人なくして生活する方法を案出し得るか、若しくは鑄貨の未だ發明せられざりしホーマー時代に於けるが如く、鑄貨なくして貨物對貨物の交換を行ふの方法を案出し得るかに非ざれば、國內の價格を引き下ぐることは有利でもなければ、又行ひ得る所でもない。而も、博士は、外國貿易を廢棄するは不可能であり、物々交換には極めて大なる困難の存することを認める。(Ibid., fol. 18.)。

然るに猶ほ帽子職は執拗に構園及び大牧場を以つて物價騰貴の主たる原因なりと主張する。博士は構園が國土を

一千五百八十二年版ダブルユー・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』

荒廢せしめ、國力を脆弱ならしめ、國民の多數をして生活の基礎を失はしめ、飢餓に驅られて暴動を起さしむるの虞れあることを認める。(Ibid., fol. 18.)。是れに對して士爵は、構園が國家に取つて有利であり、構園の行はるゝこと最も多き地方、例へばエセックス、ケント、ノーザンプトンシヤ(ランバード寫本はデヴァンシヤ)の如きが最も富裕なることを主張し、羅馬法に所謂、「多數によつて共同に領有せらるゝ所のものは就中等閑に附せらるゝ」(Quod in communi possidetur, ab omnibus negligitur)を以つて構園を擁護するの根據とする。(Ibid.)。博士は總べての構園を非難するものではなく、既述せるジョン・ヘールズ其の人と等しく、共同に耕作し得る田圃を牧場に變ずるが如き底の構園及び共同の權利を有する者に對して賠償を與ふることのない狂暴なる構園を攻撃するものである。彼れは農業を改良す可き最善の方法が共同地を各箇に分割し、斯くて曩きの共同地に對して權利を有して居つた各箇の借地農をして其の股分を取得せしめ、而して之れを自己の爲めに構園せしむ可しと做すの意見をすら有してゐる。而もそは急激に行はる可きではなし。(Ibid., fol. 19.)。

博士は一人に取つて有利なるものが他の總べての者に取つて有利なるか否かによつて士爵の主張を限定する。彼れは地主が耕地よりも牧場に依つて更らに大なる利潤を看出す間は、猶ほ構園を行ひ、耕作地を牧場に變ず可きであると觀る。而して斯くの如く利を追ふて走るの傾向は法律に依つて抑制せらるゝこと困難なるものである。斯くの如き法律が制定せられたとしても、尙ほ人々は最大なる利潤を期圖して何等かの手段に依つて這般の法律を欺瞞す可きである。(Ibid., fol. 19.)。吾人は他の更らに大切なる貨物に取つて有害なる結果を及ぼさざるやうに、吾人

の出來得る限り自國貨物の生産を増進す可きである。兎(cows)、鹿等の類は英國の國產物ではあるが、而も英國人にして其の耕作地を斯くの如き貨物の増殖に向け、耕作を廢するとしたならば、そは大なる愚學であらう。(Ibid.)。博士曰く、人は國家に損害を與ふるやうに自己の物を濫用し得ざるものであると。這般の構園及び大規模の牧畜が、若し或る物の高價の原因であるとしたならば、そは主として穀物高價の原因でなければならぬ。然るに過去二三年、穀物の價格は英國に於いて低廉であつた事實を觀る。斯くの如きは茲三四年を通じて神の大なる恩恵によつて、穀物が甚だ豊富なりしに由るものである。若し之れに反して是れ等の年が不作であつたとしたらば、穀物は著しく高價であつたであらう。而して將來若し凶年に逢着せんか、多くの土地が牧場に變ぜしめられたが爲めに、穀物の價格は過去に於けるよりも一層大なる騰貴を來す可きである。あらゆる人は何處に最大なる利益が存するかを求む可きであり、而して彼れ等が農耕よりも牧畜に於いてより、大なる利益の存することを知る間は、之れを抑制せんとする總べての法律を無視して、牧場は農場を蠶食す可きである。(Ibid., fol. 20.)。

然らば、之れに對する救濟策如何。耕作の利潤をして牧羊の利潤に等しからしむるに在る。博士は先づ牧畜業の衰滅を企圖し、以つて間接に農業の鼓舞を計らんとする。即ち彼れの主張に據れば、農耕を牧畜と等しく鼓舞するの途は羊毛の生産者に對する其の價格を穀物の如くに低減せしむるに在る。而して之れを能くし得るが爲めには、目下穀物に對して加へらるゝに等しき檢束を、原産品のまゝ海外に輸出せらるゝ牧畜業の產物に對して加ふるか、若しくは、同じく加工せられずして輸出せらるゝ羊毛の關稅を増徴するかに在る。後策に依つて、羊毛の價格は牧

「千五百八十一年版ダブルニ・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

九四 (九四)

畜業者に對し低下す可きであるが、而も尙ほ、海外に於ける其の價格は減少することなく、然も、外國人に對する其の價格に於いて増加したる所のものは、女王陛下に歸す可く、恰も過去に於いて牧畜業者に歸して、彼れ等をして他の保護金を要せざるに至らしめたるが如く、國家に取つて有利なる可きである。然しながら、商人は斯くの如き主張に贊するを得ずして、異論を唱へて曰く、是れに由つて、今日に比し海外に輸出せらるる羊毛の額を減じ、斯くて女王の關稅收入は減少することゝ爲るに至る可きであると。(Ibid., fol. 21.) 博士答へて曰く、余は爾く考ふることを得ない、何となれば、一方に於いて是れまで低率の關稅によつて多額の羊毛に對して得たる所のものは、高率の關稅によつて少額の羊毛に對して得る所と等しかる可く、而して他方に於いて陛下が羊毛の關稅に於いて失ふ所は國內に於いて生産せらるる毛織物の關稅によつて充分に補足せらるるを得可きであると。(Ibid., fol. 24.) 博士は斯くの如く一方に於いて牧畜業の衰滅を計ると共に、他方に於いて農業奨勵論を提唱する。牧畜業者は其の生産し得たる貨物を總べて皆、海の内外に於いて其の最高の價格を以つて販賣するの自由を有するに拘らず、憐む可き農民は國內又は國外に於いて需要發生するも、彼れ等の穀物を賣却することを阻止せられ、是れが爲めに爾後、其の農圃に鋤鋏を執るの快樂を有せざるに至るのである。而して之れが救濟策は、農民をして牧畜業者が其の羊毛を賣却し得ると等しく、國の内外を問はず、隨時隨所に其の穀物を賣却するの自由を有せしむるに在る。須らく吾人の總べてをして共に拘束せらるるか、然らずんば吾人の總べてをして等しく自由ならしむ可きである。(Either let us all be restrained together, or els let vs bee all at like liberty.) (Ibid., fol. 21.)

然るに帽子職は穀物の價格騰貴に反對し、穀物は萬人悉く之れを必要とする所であるが、他の商品の場合にはさまで重要ならざるものあることを指摘する。博士は之れに答へて曰く、穀物は他に比して一層必須なるが故に、之れを生産する者は一層鼓舞せらる可きものである。蓋し、彼れ等にして若し耕作を行ふも、他の職業に於けると等しき利潤の存せざるを見る時は、其の業を抛つて更らに有利なるの觀ある他の職業に移ることゝ爲る可きである。羅典の古諺に言はずや、Honos alit artes. と。其の意は利潤若しくは昇進はあらゆる能力を養ふと云ふに存する。一國家中に於いて行はる可き總べての事物は嚴正なる法律上の刑罰によつて強制せらる可きではなく、其の或るものは寧ろ誘惑及び報酬によつて誘引せらる可きである。勤勉にして勞苦大なる者は其の苦痛に對してよく報償せられ、其の勞働の報酬として利得と富とを取得するに委せしめらる可きである。國內に於いて廉價を維持せんことを企圖せる穀法は斯くの如き報酬を取り上げて了つたのである。(Ibid., fols. 22-23.)

士爵問ふ、然らば、彼れ等を鼓舞して耕作を行はしむるの道如何と。博士、復、答へて言ふ、従前に比し是れに由つて彼れ等の受く可き利潤を大ならしめ、而して人々が他の貨物に於いて行ひ得ると等しく、任意に隨時隨所に之れを賣却し得るの自由を得せしむるに在ると。然らば、穀物の價格は結局に於けるよりも寧ろ最初に於いて特に騰貴す可きである。然も、價格の騰貴は各人をして其の鋤を土地に加へしめ、或ひは荒蕪地を開拓せしむるのみならず、更らに自ら牧畜用の爲めに構圍せられつゝある土地を耕作地に變ずるに至らしむ可きである。即ち人は皆、欣然として利益多き所に赴く可きが故である。而して是れに由つて必然國內に於ける穀物の豊富を得ると共に、斯

「千五百八十一年版ダブルニ・エス・ヂェントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

九五 (九五)

くて又、是れに由つて國外より誘入せらるゝ金銀を増加し、併せて自國民の間にあらゆる他の食料の豊富を見るに至る可きである。(Ibid., vol. 23.)

七

英國に於いては、穀物輸出に對する課税はウィリアム三世の即位に至る迄、其の撤廢を見ることなく、而して一千六百六十二年に至る迄は、其の輸出を全然不可能ならしむる迄に甚しく高率であつたことを記憶する者は、此の對話篇の著者が、穀物貿易に關して、遙かに其の同時代の人々に抽んでたる識見を示せることを認めなければならぬと稱せられてゐる。(Twiss, op. cit., p. 26.) 然しながら、バインズ教授(Donald Grove Barnes)の言ふ所に従へば、穀物輸出取締の政策は一千六百六十年以前に於ける三百年を通じて何等一貫せる目的を表示するものではなかつた。或る時は、消費者に對し廉價と豊富とを確保するが爲めに其の輸出は禁止せられ、又或る時は、生産者を助けて餘剰を處分せしむるが爲めに許容せられた。尙ほ又、這般の點は國王對議會間の憲法上の鬭争と關係を有するものであつた。國王は輸出に對して免許を與ふるの權利を主張し、議會は斯くの如き慣行を抑制せんことを企てた。エドワード三世は彼れが免許狀を出すことを妨げんとする庶民院の企圖に對抗した、而も、第十四世紀の末に於いて、又、第十五世紀の大部分を通じて議會の權力増加と共に、輸出貿易は愈々益々法規によつて取締らるゝことと多きに至つた。國王は他の封建的領主と等しく、其の領域内に於ける國內的穀物交易に關錢を徴し、後に至つては又、収入の泉源として輸出貿易を利用した。諸都市の發達が地方市場の發達を來さしめた時、貴族及び國王と並

んで新たなる利害、即ち消費地域の發生を見たのである。是れ等三者の政策には殆んど共通なるものが存しなかつた。而して是れ等のものを調停せしむることが議會の事業であつた。第十四世紀及び第十五世紀の穀法は是れ等三個の利害關係の妥協を表示する。(Barnes, A History of the English Corn Laws from 1660-1846, 1930, pp. 24.)

一千三百六十一年、エドワード三世第三十四年法律第十八號は、英吉利及び愛蘭土に所領を有する英吉利の人民は聖俗共に關税を支拂つて其の穀物、畜獸及び食料を愛蘭土より英吉利に發送すると等しく、英吉利より愛蘭土に向つて發送することを得る旨を規定し、之れと同時に、同第二十號に據つて、英吉利のあらゆる地方よりの穀物輸出は、愛蘭土に對する場合を除き、總べて禁止せられ、而して何人と雖も、カレー及びガスコニイ以外の如何なる地方にも輸出するの免許を受く可きでないとして規定せられた。然しながら、國王は彼れが最善と思惟した場合には勅令によつて例外を構ることが出来る。(Statutes of the Realm, i, p. 368 (1360-61).) 一千三百七十六年、庶民院はカレー若しくは國王の所領地に對するに非ざれば、縱令ひ免許によるも、穀物を輸出することを許すことなかる可きを國王に請願したが、此の請願は國王によつて容れられずして、法律と爲ることなくして終つた。一千三百八十二年、庶民院は、穀物の輸出が過去に於いて勅許によつて行はれ、而して其の缺乏を來さしめたることを主張し、斯くて絶對の輸出禁止によつて之れを救済す可き旨を請願した。國王は之れに答へて、パリーック・オン・ツウィード、カレー、ガスコニイ、プレスト及びビシャーバーグに對する場合を除き、輸出を禁ずる一般的布告の發せらる可きこと、

並びに如何なる免許と雖も、樞密院の諮詢を経ることなく、又、正當なる原因に對することなくして這般の布告に反して與へらるゝことなる可きを告示した。翌八十三年、庶民院は蘇蘭土に對し、穀物、食料及び兵器の輸出禁止を請願した。國王は、反對の免許が與へらるゝに非ざれば、如何なる穀物と雖も蘇蘭土に對して輸送せらる可きに非ざることを令じた。(Rotuli Parliamentorum, ii, p. 350a, iii, p. 141b, iii, p. 164a, b.) (Norman Scott Brien Gras, The Evolution of the English Corn Market from the twelfth to the eighteenth century, 1915, pp. 135-136.)

然るに、庶民院の請願に基ける一千三百九十四年、リチャード二世第十七年法律第七號により國王は英吉利臣民の總べてに對し、敵軍に對する外は、あらゆる土地に對して穀物を輸出するの免許を與へた。(Statutes of the Realm, ii, p. 88 (1393-1394)). 次いで一千四百三十七年、ヘンリー六世第十五年法律第二號に至つて重要なる改正が行はれた。即ち國王は、何人と雖も、特に免許を要することなくして穀物を輸出し其の欲する如何なる人に對しても之れを賣却するを得可き旨を令じた。但し、是れには三個の條件を必要とする。第一に穀物は敵軍に渡る可きでない。第二に關稅が支拂はれなければならぬ。第三に船積港に於ける穀物の價格が、小麥の場合には一クォーター六志八片、又、大麥の場合には三志を超過す可きでない。(Ibid., ii, p. 295 (1436-37)). 此の一千四百三十七年の條例は一千四百三十九年末に召集せられた次ぎの議會まで存続す可きものであつた。一千四百四十二年、ヘンリー六世第二十一年法律第六號は此の一千四百三十七年の法律に就いて述べ、而して後、そは現在に於いて效力を有するこ

となく、又沿岸の多數の郡は海外貿易による外は其の穀物の大部分を賣却すること能はざるが故に、國王は此の一千四百三十七年の條例が九月四日よりして再び效力を有す可く、而して次ぎの議會に至る迄、又議會が召集せられなかつた場合には、十年間存続す可き旨を命ずることを宣言した。(Ibid., p. 319 (1441-42)). 次ぎの議會は一千四百四十五年二月に召集せられて、此の條例は無効と爲つた。然るに、一千四百四十五年、ヘンリー六世第二十二年法律第五號に據つて、此の一千四百三十七年の法律は永續的に効果を有することゝ爲つた。(Ibid., ii, p. 331 1444-45.)

而も、是れよりして約一百年の後に至り、法は部分的ではあつたが、穀物の輸出を禁止するに至つた。即ち、一千五百三十四年、ヘンリー八世第二十五年法律第二號第三項は、何人と雖も、國王の大璽の押捺せられたる免許狀なくしては如何なる穀物、牛肉、羊肉、犢肉、豚肉、乾酪、牛酪、家禽及び其の他の食料がカレー及び航海途上の船舶に支給せらるゝを目的とするに非ざれば、之れを輸出することを得ざる旨を規定した。(Ibid., ii, p. 438 (1533-34)). 斯くの如きは實にダブルユー・エスの對話篇の起草せらるゝ十五年の以前であつて、其の主因は食料品の價格騰貴である。然るに此の對話篇中の博士によつて、穀物が一クォーターに就き一ノーブル(即ち六志八片に當る)以下なる時は、汝は之れを輸出するの自由を有する旨を云々せられつゝあるは、果して此の著の執筆せられたのがラモンド女史の推定するが如く一千五百四十九年とすれば聊か奇異の感なきを得ない。(A Discourse of the Common Weal, op. cit., p. 54.)。是れ等の數行が一千五百八十一年の初版本に於いて全く削除せられてゐる

のは、此の著の出版者ダブルユー・エスなる人が其の時代遅れを感知せるが爲めであらう。(A Compendious or brief examination, fol. 21.)

本著述作の年と推定せらるゝ千五百四十九年と其の初版本上梓の年たる千五百八十一年との間に幾度びか新たなる穀法の發布を見た。而して是れ等のものゝ最初の兩法は孰れも千四百三十七年の舊法に復歸せるものである。即ち千五百五十五年の An Acte to restrayne carrying of Corne Victuals and Wood over the Sea. 即ちフェリッペ及びメリー第一及び第二年法律第五號は、輸出の免許を有する人々にして、彼れ等の當然輸出し得可き高以上の穀物を拉し去る者は其の超過量の價値の三倍の罰金を科せられ、一箇年間保釋を許さるゝことなく禁錮せらる可きであるが、而も、向後あらゆる時に於いて、如何なる者と雖も、價格が一定の水準、即ち小麥一クォーターに就き六志八片、ライ麥四志、又大麥三志を超過することがないとしたならば、任意に(敵軍に對するに非ざれば)穀物を輸出し得可き旨を規定した。(Statutes of the Realm, iv, pt. I, p. 243 (1554-55)). 千五百五十九年、エリザベス女王第一年法律第十一號第十項はノアファク及びサッフアクよりの穀物輸出は、價格が一クォーターに就き小麥六志八片、大麥及び麥芽三志四片、燕麥及び燕麥芽二志、豌豆及び隱元豆四志、ライ麥及びミストリン五志若しくは其の以下なる時は許さるゝ旨を規定した。(Statutes of the Realm, iv, pt. I, p. 374 (1558-59)). (Gras, op. cit., pp. 138-140). 若し此の對話篇が是れ等の條例の發布以後に於いて述作せられたものとするれば、前記篇中の博士の所言は當然のもの認めらるゝを得可きであらう。

次いで千五百六十三年エリザベス女王第五年法律第五號は、女王の臣民の總べては、英吉利生れの臣民が其の船舶の單獨の所有者であり、又、穀物の價格が、小麥の場合には一クォーターに就き十志、ライ麥、豌豆、及び隱元豆の場合には八志、大麥及び麥芽の場合には六志八片を超過することなきを條件として是れ等のものを國外の如何なる地方にも輸出し得ることを規定した。(Ibid., pp. 422-428 (1562-63)). 然るに、千五百七十一年に至つて、エリザベス女王第十三年法律第十三號は前掲の法律に代ることゝ爲つた。此の新法は、(一)女王の臣民は、輸出せらるゝ穀物が親善なる國民に渡る可きであり、之れを運搬する船舶が専ら英吉利人によつて所有せらる可きであり、而して其の價格が輸出の企圖せらるゝ郡に於いて相當であり恰好である可きことを條件として、如何なる時に於いても何等の拘束をも受くることなく穀物を輸出するの許可を與へらる可きこと、(二)地方政府は其の管轄區域の住民と協議し、而して布告によつて、穀物の地方的供給が其の年の間之れが輸出を許す可きや否やを知らしむ可く、是れ等の布告は中央政府が其の裁可を與へたる後に於いてのみ發せらる可く、(三)女王は封度税として特別の免許なくして輸出せらるゝ小麥の各クォーターに就き十二片、他種の穀物の各クォーターに就き八片を收受す可く、又、特別の免許を以つてする時は斯くの如き高を二倍ならしむ可く、(四)女王は何時と雖も、一區若しくは郡全體よりの輸出を禁止することを得可き旨を規定した。(Ibid., iv, pt. I, p. 547). (Gras, op. cit., p. 141.) 此の對話篇の初版本は實に斯くの如き千五百七十一年の法律發布以後に於いて上梓せられたるものなるが故に、特に前記博士の語を削除せるものであらう。

そは兎に角、此の時代を通じて、穀物輸入に關する法律は絶えず動搖し、確定的原理若しくは政策の明確に認め得可きもの存せざるが如くであるが、上記ノアフアク及びサッフアクの如き穀物を産出しつゝ地方の要求に應ずるが爲めに、消費者の利益と生産者の利益との間に妥協點を看出し、一定の制限を附して其の輸出を許しつゝありし事實を發見し得可く、此の點に於いて本篇の著者の意見はさまで時流に抽んでたる卓見とは稱し得ないのであるが、而も漸くにして生産者的見地が主位に立たんとしつゝある時代を豫示するものと稱するを得可きである。英國政府が確然、生産者を保護し、穀物の輸出を阻止することなくして却つて之れを奨励し、而して價格が一定の水準に到達したる場合に於いてのみ惟り其の輸入を許すの方針に轉じたのは實に一千六百六十年以後のことであつた。(『三田學會雜誌』第二十九卷第八號所載拙稿『分配論以前六頁參照])。然も猶ほ吾人は前記一千五百六十三年の穀物輸出條例の如きが大體に於いて著しく重商主義的のものであつたことを認めなければならぬ。

八

吾人は以上の點よりも寧ろ本書の著者が國際間に於ける相互依存の事實を唱道しつゝあるの點に於いて驚異を感じなければならぬ。(而もクレメント・アームストロング(Clement Armstrong)の著と稱せらるゝ一千五百三十五年の小冊子 *Howe to Reforme the Realme in Setting Them to Werke.* の如き其の視野明かに狹隘なるものと雖も、神が他國に宛行ひ、英吉利に宛行はざる財貨の輸入が國家共同の利益に取つて必要であることを述べてゐる)。即ち篇中の博士は論じて曰く、疑ひもなく、普通の理性は、一の地域は他の地域が窮乏せる時には之れを援助す可

きことを欲する。斯くて又、神は如何なる國家も總べての貨物を有す可きではなく、而も一國の缺ける所のものを他の國は産し、又、一國が今年缺乏せる所のものを他の國は概して同じき年に於いて之れを豊富に有することを命じた、其の期する所は、人々をして彼れ等が他人の援助を要することを知らしめ、是れに由つて又、愛と交際とを愈々益々總べての人々の間に生ぜしめんとするに在る。然るに茲に、吾人は恰も吾人が此の世に於いて何等他の國を要することなく、總べて自己のみにて生活するが如くに、又、吾人が吾人自ら欲望する底の總べての物件を利用し得るかの如くに行動せんとするのである。蓋し、神は吾人に對して寛大であつて、多數の重要な貨物を吾人に與ふるのであるが、尙ほ吾人は他のもの、貨物なくして生活することを得なからである』云々と(A Compendious or briefe examination, op. cit., fol. 24.)。而して、彼れは英吉利に取つて缺く可らざる輸入品としては鐵、鹽、參兒、樹脂、瀝青、油及び鋼鐵があり、又、敢て必要不可避とは稱し得ないが、然も之れを缺く場合には英國は遙かに文明の域より遠ざかる可きものに葡萄酒、香料、亞麻布、絹及び染料の存することを認める。(ibid.)。

然しながら、此の第十六世紀の著者は固より自由貿易論に向つて進むものではなかつた。篇中の博士は臆がて「吾人は常に吾人が外國人に販賣するよりも以上に彼れ等より購入せざることに注意しなければならぬ。蓋し、斯くの如くして吾人は自己を貧困ならしめ、外國人を富裕ならしむ可きが故である。即ち、農業の收入以外に何等生活す可き年收を有することなくして、其の販賣するよりも以上に市場に於いて購入せんとする者は決して賢明なる主人に非ざる可きを以つてある」と論じてゐる。(ibid., fols. 24-25.)。其處には又、個人の經濟との類推がある。

斯くの如き意見は實に、一千三百八十一—二年、議會が當時に於ける流通資料缺乏の原因及び之れが救済策を調査し、造幣局員に向つて其の意見を徴した際に、リチャード・レスター(Richard Leicester)前掲拙著『重商主義經濟學說研究』中に Leve と記されたるもの——同書四九頁)、金匠リンカン(Lincoln)、クランテン(Cranten)、ジョン・ハブ(John Hoo)、リチャード・ホルスベリ(Richard Aylesbury)の五名の答申(Robust parliamentorum, iii, 126-127, 1381-82.)並びにクレメント・アームストロング(Clement Armstrong)の一千五百十九年の著 A Treatise concerning the Staple and the Commodities of this Realm. 中に表明せられたる意見と大體に於いて一致するものである。ホルスベリ等の意見が地金主義的であつたか、重商主義的であつたかは問題とせらるゝ所であるが、(M. Beer, A History of Early British Economics, 1938, pp. 76-81.)、今、最も普通に行はるゝ解釋に従ひ、地金主義を以つて自國內に誘入せられ、自國外に逸出する貴金屬其の者の移動を直接に注意せんとするものであり、重商主義を以つて財貨の輸出入管理によつて間接に之れを取得せんとするものであると解するならば、エールスベリーの意見は重商主義的であつたと観てよからう。ダブルユー・エスの著は猶ほ中世的地金主義者なるものを殘存せしめながら後の貿易平衡論的立脚地に移らんとしてゐる。

著者は輸入品の量のみならず、其の質をも亦注意す可しと做すの意見を抱懐し、外國人が吾人に取つては全然無くとも濟むか、若しくは自國內に於いて生産せられ得るやうな極めて瑣末の物に代へて我が重要貨物を吾人より拉し去ることを歎じてゐる。斯くて吾人は極めて貴重なる金銀財寶を年々彼れ等に支拂ふか、然らざれば吾人が大なる金銀財寶を收受するを得可かりし眞價ある商品を是れ等のものと交易するのである。(A Compendious or briefe examination, fol. 25.)。篇中の博士は殊に自國の貨物より製造せられて、再び吾人に送付せらるゝ物の輸入を排斥する。是れに由つて、吾人は外國の關稅と、外國の職人の賃銀を支拂ひつゝあるのである。國內に於いて生産せらるゝ原料より製造せられ得可き貨物は、何物と雖も、外國よりの輸入を許さる可きでない。而して、自國民は外國人の費用に於いて仕事を開始す可く、關稅は總べて外國人によつて女王に對して支拂はる可く、斯くて純乎たる利得は國家内に保留せらる可きである。(Ibid.; fols. 25-26.)。

士爵問ふて曰く、如何にして外國人は其の原料たる羊毛を高價に買ひ入れ、其の輸出せらるゝ際と、之れが帽子の如き加工品と爲つて歸還する際とに於いて二度の關稅を支拂ひ、而も尙ほ英國内に於いて製造せらるゝ場合よりも低廉に供給することを得るか。博士は之れに答へて、斯くの如きは英國國民の怠慢、費用の掛る生活狀態及び懶惰より來るものであると説いてゐる。彼れは外國紙の入り來るを防止するか、然らざれば、英國人をして外國人よりも低廉に其の紙を供給するを得せしむるやうに、之れに關稅の重荷を擔はしむ可きことを主張してゐる。(Ibid., fol. 26.)。然るに、士爵は博士の意見を以つて女王の代理人の同意を得難きものと觀る。蓋し、斯くの如き商品にして國內に於いて製造せられたらば、女王の關稅は減少す可きが故である。博士曰く、女王の代理人にして、眼前に存在する利益のみならず將來に於いて來る可き利益をも顧慮するならば、彼れはよく之れに同意す可きであると。蓋し、斯くの如き手段に依つて貴重なる金銀財寶は國內に保藏せらる可きが故である。斯くて又、そは嘗だに

一千五百八十一年版ダブルユー・エス・チェンクルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』

臣民の利益と爲るのみならず、又女王の利益と爲るのである。何となれば、臣民の富は女王の富なるが故である。最も永續的にして、又最も普遍的なる利益は暫時にして又特殊的なる利益よりも、更らに尊重せらる可きものである。(ibid., fol. 26.)

士爵問ふ、然らば貴下は此の地に於いても亦、彼の地に於けると等しく製造し得可き貨物を此の地に於いて賣り捌くが爲めに海外より輸入するを禁ずるの法律を制定せんことを欲するやと。博士曰く、然り、余は眞に之れを欲すると。士爵曰く、曾つて惟り帽子のみに關して、斯くの如き動議が議會に提出せられたことがあつたが、斯くの如き法案の通過は、我が君主と外國君主との聯盟に悪影響を及ぼすものであると云ふ反對を受けた。然らば、吾人が海外に於いて我が羊毛・錫、鉛若しくは獸皮を以つて製造せられたるものは總べて此の地に於いて販賣せらるゝことを得ずと云ふ法案を提出するとしたならば、貴下は如何なる意見に遭遇す可しと考ふるかと。博士答へて曰く、如何なる聯盟と雖も、自國に取つて有利ならざるものは尊重せらる可きでない。士爵更らに問ふ、然も、吾人が外國船によつて葡萄酒の輸入せらるゝを禁ずるの法律を制定せんとせる時、彼れ等が近く發布したが如く、我が國內に於いて製造せられた商品は彼の地に於いて販賣せらるゝを得ずと云ふ法律を制定す可しとせば如何と。博士直ちに答へて曰く、吾人が我が法律の效力を停止するよりも、寧ろ彼れ等は彼れ等の法律を無効ならしむるの已むなきに至る可きである、何となれば、我が貨物は彼れ等に取つて必須なるものであるが、彼れ等の商品は單に我れ等に取つて必要よりも快樂の用に供せらるゝに過ぎざるが爲めであると。而して彼れはカーマゼンの代官が林檎を積

んで入港した船舶に對し、其の積荷を販賣することを禁止したるの擧を稱揚し、賢明なる國家は其の臣民が瑣末なる物に代へて原料品を不當に交換するを禁ず可きであると做し、而して若し、瑣末なる物品及び虚榮心の對象たる物が購入せられなければならぬとしたならば、是れ等のものは之れに類する瑣末なる物品を以つて購入せらる可きであつて、重要原料品若しくは金銀を以つてす可きではないと論じてゐる。(ibid., fols. 26-27.) 這箇非永續財の輸入に對する反感は又、一千四百三十六—七年に成れるものと稱せられてゐる The Libelle of English Polycye. に於けるベネチアのガレー船貿易に對する攻撃にも現れてゐる。(Political Poems and Songs, ed. Th. Wright (Rerum Britannicarum Medii Aevi Scriptores, Roll Series) II, 1861, 173 f.)

九

然しながら博士を以つて觀れば、英國に於ける刻下の諸物價騰貴並びに國家窮乏の主要原因は貨幣の改悪である。(ibid., fol. 27.) 而も士爵は這般の意見に對しても亦、同意することを得なかつた。蓋し、彼れは「貨幣は人より人に渡る可き表號に過ぎざるものである」と觀るが爲めである。而して、鑄貨が流通するが爲めに君主の印章を捺刻せらるゝ際には、それが如何なる金屬であるかは問題ではなく、縱令ひ、革若しくは紙であつても可ではないかと。(ibid., fol. 28.) 士爵は實に鑄貨に對して價値附けを行ふは國王の特權であり、又、貨幣を以つて、計算を行ふ可き若干の數取り、何等の内在的價値をも有することのない因襲的物件、若しくは單に貨物の價格を指示する尺度に過ぎざるものと信ずる人々を代表する。アリストテレースは貨幣を以つて因襲によつて設定せられたる需要の代理

者の一種と見らる可きものと做した。ヘールズのアレクザンダー(Alexander)を首めとして第十三世紀のスコラ哲學者は這般のアリストテレースの理論に依附して、貨幣を以つて價值若しくは價格の尺度たる以外の何物でもないと觀た。彼れ等の言ふ所に據れば、貨幣は其の實體に依るものではなくして、法律に依るものである。而して斯くの如き見解は又、貨幣を造るも、毀つも、其の價值附けを上ぐるも、下ぐるも國王の意志に存すると云ふ獨裁的政を支持する者の信仰と一致する所である。洵に貨幣を以つて國家の創造物なりと做し、又は其の起源を計算の單位に關する商慣習に看出すの學説は其の由來する所極めて古きものであるが、通貨の價值下落並びに之れに次げる物の騰貴以後に於いて、是れ等兩者の間に論理的關係を指示するを得ると做すの確信が漸くにして弘布するに至るのである。斯くて商品學説は指圖證券學説に代り、*valor impositus* の理論は *bonitas intrinseca* の其れに代ることゝ爲るのである。

篇中の博士は士爵の抱懷する傳統的意見を否定する。曰く、貴下は唯だ大部分の人々の言ふが如くに過ぎない。然も尙ほ、彼れ等は眞理から遠く離れてゐると。國王若しくは皇帝が其の適當と思惟し得るが儘に鑄貨に價値附けを行ふことが出來たとしたならば、如何なる高價も貨幣の稀少も決して存しなかつたであらう。君主は彼れにして能くし得るならば、欣んで是れ等の不便を救済す可きであるが、而も經驗は、神が穀物若しくは其の他の物を缺乏せしめた時、皇帝も國王も之れを救済し得ざることを示してゐる。鑄貨に在つて尊重せらるゝものは實體及び分量であつて名稱ではない。貨幣は單に媒介物に過ぎずして、眞の交換は貨物の間に生ずる。其の價格をして高

低せしむるものは之れが多寡である。斯くの如き貨物の交換が貨幣の使用によつて一層便宜を得たことは事實である。金銀は其の效用と稀少性によつて其れ自身の價值を有する。而して是れ等のものは少量にして高き價值を有し、携帶の不便及び毀損の憂ひ最も少なく、可分性最も大なること、最も長く保存し得ること及び形體及び記號を與へられ得ること等の理由によつて貨幣として使用せらるゝに最も適するものである。寶石は其の價值に於いて、又、輕量なるに於いて金銀に勝るも、而も是れ等のものは其の可分性に於いて、容易に極印を押捺し得る點に於いて、又、一般に尊重せらるゝ點に於いて之れよりも劣るものがある。斯くて金銀は其の内に總べて是れ等の便益を具有するが故に、苟も文明の域に達せる全世界の一致によつて、選ばれて總べての物件の量定せらる可き交換の用具たるに至つたのである。(ibid., fol. 29.)

士爵問ふ、是れ等の金屬をして他に比してより、大なる價值を有せしむるものは何であるか。曰く、疑ひもなく是れ等のものが他の金屬に比して其の快感に於いて又效用に於いて共に卓越せること、並びに其の稀少なることである。是れ等のものは其の性質に於いて卓越するが如く、又、總べての美なる(*faire*、寫本は *faire*、若しくは *faire*)物は稀少であり、而して最も美なる物は取得せらるゝこと最も困難なるが爲めに是れ等のものは最も尊重せらるゝの事實を吾人に知らしむるが爲めに、自然は彼の女の他の賜物に比して更らに遠く是れ等のものを貯藏せるの觀がある。エラスマス(*Erasmus*)の言ふが如く、硝子が銀の如く稀少であつたならば、それは銀の如く高價なる可きである。(ibid., fol. 30.)

次いで著者はプリニウス(Plinius, Historia Naturalis, lib. 33. cap. 3.)に依據して、眞鍮、銀若しくは金の孰れと雖も鑄造せらるゝことなく、單に秤量によつて其の價値を見積らるゝに過ぎなかつた時代の存して居つたことを認める。之れに次いで單に量目及び品位の證明に過ぎざるものとして極印が捺刻せらるゝや、是れ等の鑄貨を鑄造せる君主の信用に依つて、斯くの如く鑄造せられたる諸片は其の標示せられたる重量に相當する價値に於いて流通する。然しながら、彼れ等が封度の記號を以つて半封度を標示し、オンスの記號を以つて半オンスを標示するや、曾くは彼れ等の信用は是れ等の鑄貨をして以前の如く流通せしめるのであるが、臈がて斯くの如き虚偽が発見せらるゝや、半封度の二枚は完全なる一封度の一枚が曩きに通用した以上に通用することがない。而して、遂に最初利得したゞけを、結局彼れ等は其の地代、關稅及び課金の支拂に於いて失ふのである。英國の鑄貨は既に外人の間に信用を失つた。而して彼れ等は今や英國人をして是れ等のものよりして何物をも得せしむることなく、單に羊毛其の他英國貨物に對して販賣を行ふのである。斯くて彼れ等は曩時の如く、是れ等の英國貨物に對して純粹の金銀若しくは必要なる貨物を英國人に與ふることなく、硝子器、其の他の瑣末なる物を吾人に送り、然らざれば、既述の如く、吾人の金銀財寶に對し、又我が貨物に代へて眞鍮を吾人に送るとさへ取沙汰されてゐる。(Ibid., fols. 31-32.)。あらゆる物は其の評價せらるゝこと最も大なる所に赴く可きが故に、英國の舊貨、殊に金貨は海外に驅逐せらるゝのである。(Ibid., fol. 32.)。

博士は又、士爵の間に對して、英國舊金銀貨の放出があらゆる物をして自國民の間に於いて斯くも高價ならしむ可き理由を説明する。曰く、吾人は總べての物品を海外より高價に購入しなければならず、斯くて又、吾人は吾人の物品を高價に販賣しなければならぬからであると。(Ibid.)。這箇國內に於ける諸物が斯くも高價と爲らざるを得ざる所以の説明に關しては本書の著者は大なる満足を吾人に與へてゐる。

對話は臈がて這般の物價騰貴が種々なる階級の人々に對して如何なる影響を及ぼすかの問題に移る。先づ第一に是れに由つて何等の損失をも蒙ることのない者は賣買に依つて生活する者の總べてである。蓋し、彼れ等は高く買ひ入るゝ時には、其の後に於いて高く賣り捌くが故である、次に、鑄貨の改變に由つて利得する者は従前の地代を支拂つて所得を得る者の總べてである。蓋し、彼れ等は舊き定率に於いて支拂ふに拘らず、新しき價格に於いて販賣するが故である。即ち、彼れ等は其の土地に對して著しく低廉に支拂ひ、而して之より實れる總べての物を高價に賣り捌くのである。第三に、是れ等の人々が利得する以上に是れに由つて大なる損失を蒙る者は總べての貴族、紳士及び其の他定額の地代若しくは宛行扶持あてがひほりによつて生活するか、若しくは土地に肥料を施し又は何等賣買に従事することのないあらゆる者である。概して土地よりの年收及び國王より與へらるゝ恩賜によつて生活する貴族及び紳士は其の父祖に比して實物所得の三分の一を失ふが故に、彼れ等は其の地代を重くし、若しくは農場及び牧場を自己の手中に取り入れんとするに至るのである。他の者は又、其の眷屬を棄て、倫敦若しくは宮廷の附近に居住するに至るのである。あらゆる使用人及び兵士の如き他の階級の人々は其の舊來の定額賃銀を受くるに過ぎざるが故に、強奪若しくは劫掠を行ふことなくしては昔日の如くに生活することを得ない。一日十二片(寫本は六片)は

今日では昔時の八片(寫本は四片)だけの使ひ出もないであらう。斯くて、人々は今や曩時に於けるが如く進んで國王に仕へんとする意志がないのである。(Ibid., fol. 33.)。而も著者は尙ほ被備階級の衣食の奢侈に流るゝことを認め、英國が古代羅馬の轍を踏まざらんことを祈つてゐる。彼れは無節制なる消費が懦弱の風を養ふことを述べ、賢人の言へるが如く、人は治に居て亂を忘る可きではなく、又、人間の不義非道に由つて彼れ等は長く戦争なくして存在すること能はざる底のものであり、而して英國の武力は主として使用人と自作農に存するが故に、彼れ等が戦時に在つて必然忍ばざるを得ざるが如き被服、食料及び峻嚴を以つて平時に於いて彼れ等を訓練す可きことを唱道してゐる。(Ibid., fol. 33-34.)。

對話は茲に再び鑄貨の問題に還る。總べて定額の地代若しくは宛行扶持によつて生活する者が鑄貨の價值下落によつて損失するものとしたならば、賢明なる人々の言ふが如く、女王の父(ヘンリー八世)が鑄貨の改變によつて夥しく大なる高を贏ち得たる所以如何。博士答へて曰く、暫くの間はさうであつた、而も這般の利得は人々が其の地所を賣り拂つて得たる所のものに等しいと。英國の總べての金銀は何等かの方法によつて、數年内に一度び君主の手に歸し、而して其れよりして再び其の臣民に撒布する。斯くて是れ等のものは最初は純良なる金屬に於いて國王の金庫に入り、而して品位の低下せる金屬に於いて吐き出されたのである。而して、そは一見した所では單に臣民のみを貧困ならしむるの觀があるが、結局君主をも亦貧困ならしむるのである。斯くて又、君主は一端緩急あるに臨んでは、戦争の筋力(Nervi bellorum, Synoves of Warre)たる金銀を缺くの最も怖る可き危險に當面するのであ

る。(Ibid., fol. 35.)。

本篇の著者はかの一千三百年及び一千三百〇八年に於いて佛王に上書し、貨幣改悪によつて貴族及び之れに類する階級の収入は増加することなく、而して彼れ等が購入せざるを得ざる諸物件は其の價格を倍加することを論じ、貨幣改悪の結果として、外國人は單に鑄貨中に於ける金銀の實際の高のみを注意するが故に、物價は著しく騰貴するに至るものと觀、而して結局國王も亦斯くの如き舉に由つて損害を受く可きことを痛論せるピエール・ヂュ・ボア(Pierre du Bois)と同一の口吻を漏しつゝあるのである。(昭和四年版拙著『經濟學前史』四九一—二頁參照)。本書の成つたのは尙ほエドワード六世の時代であつたが、其の初版本が上梓せられた時は、既にエリザベス女王王朝に這入つてゐた。而して彼の女の治世は實に惡貨の整理を以て始まると稱するを得可きである。

篇中の博士は語を續けて云ふ、人々にして若し外部よりして何物をも借ることなく、全然彼れ等のみで生活することを得たとしたならば、吾人は其の欲するが儘の鑄貨を案出することを得たであらう、而も、吾人は他の者を必要とし、他の者は吾人を必要としなければならぬが故に、吾人は吾人の物品を自己の氣紛れに作ることを得ずして、全世界の共同市場に追隨して之れを構成しなければならぬ、而して吾人は吾人の任意に諸物價を設定することなく、全世界の一般市場の價格に従はなければならぬと。是れ迄に眞鍮貨及び革貨が發行せられたことがあつたのは事實であるが、斯くの如きは極端なる窮迫時に於いてであつて、吾人が取つて以つて飽とす可きではない。而して若し、ヘンリー八世の晩年に於いて起つたやうに、吾人の金銀が甚だしく使消せられ、涸渴せらるゝとしたならば、暫時

の間のみ君主に利得を與へ、爾後長く之れを阻害する我が鑄貨の改悪とは異なる或る他の處置が其の恢復の爲めに取らる可きである。而して著者は是れに對して二個の方策を提唱する。第一は海外よりする所謂瑣末なる物の輸入及び販賣の禁止であり、第二は未加工品の輸出の其れである。(A Compendious or brief examination, op. cit., fol. 36.)。版本に於いては、寫本に現れてゐる提案、即ち一定の自國貨物は惟り金銀に對してのみ賣却せらる可く、少くとも之れに對する支拂の三分の一若しくは一半は一般に通用する鑄貨を以つて要求せらる可しと做すの提案を削除してゐる。(cf. A Discourse, op. cit., p. 87.)。恐らく本書を出版せるダブルユー・エス・なる人が斯くの如き地金主義の方策を以つて既に時代後れと見たが爲めであらう。

博士は次いで英國産羊毛の全部が未加工の儘、外國に賣却せらるゝのは是非に就いて論じ、臆がて新たなる製造業の奨励せらる可きこと、並びに何等かの新技術若しくは職業(Hisierve)を誘導し、是れに由つて人々に仕事を與へ、國家に金銀若しくは貨物を輸入するの路を開ける者に褒賞を與ふ可き旨を説いてゐる。(A Compendious or brief examination, op. cit., fols. 36-37.)。

士爵説を作して曰く、我が羊毛が毫も國內に於いて加工せらるゝことがないとしても、而も、吾人は之れに對して諸外國より十分に金銀を取得し得可く、而して現今織物に従事しつゝある總べての人民をして農耕に其の身を委ねしむ可きであると。博士答へて曰く、先づ第一の點に關し、假りに羊毛の輸出が金銀を齎すに十分であるとしても、(それは事實十分ではないが)、而も、這般の行爲は國家共同の福利にも、又其の永續にも資するものではないと。

蓋し斯くの如き場合には、羊毛は最も有利なる輸出農産物なるが故に、總べての人は悉く牧羊に従事するに至り、臆がて臣民の多數は消滅して、國家を防備するに足る人數を國內に残さざるに至る可きである。第二に、織物業者が農業に従事するとしたならば、農民は現在に於いても猶ほ貧苦の生活を送りつゝあるに過ぎないのに、斯くの如く多數の者が如何にして是れに由つて生計を得可きであるか。彼れ等をして其の穀物を自由に海外に於いて販賣せしむるとしても、而も、戦争若しくは海外總べての國に於ける豊作により彼れ等が其の穀物の販路を看出し得ざるに至つたならば如何であるか。加之、君主は技工なくしては其の所領を維持し得ざるものである。關錢、關稅、租稅、貢稅、用金等の總べては主として斯くの如き技工によつて生ずるものではないか。如何なる國王と雖も、單に其の土地よりの年收に依つて其の所領を維持することを得ない。よく仕事に従事せしめられた一家内に於ける多數の従僕が日々其の主人に對して幾分の利得を與ふると等しく、一國內に於けるあらゆる技工は各々幾分を取得し、而して全體に於いて巨大なる高を年々國王に與ふるのである。(Ibid., fol. 37.)。

博士は更らに諸職を分つて三種と做し、第一は金銀を國外に拉し去るもの、第二は單に其の取得したるものを國內に於いて費すに過ぎざるもの、而して、第三は金銀を國內に齎すものと觀る。第一のものに呉服商、食料雜貨商、葡萄酒商、小間物商、婦人帽子商等の如く、海外に於いて製造せられたる商品を吾人に販賣し、國內の金銀を涸渇せしむるに過ぎざるものであつて、最もよく廢除せられ得るものである。第二は製靴業者、仕立職、大工、石工、瓦職、屠業者、醸造業者、麴麩屋等の如く、國外に厘毛の貨幣をも運び去ることがないと共に、彼れ等は又、何物

をも國內に誘入することなく、其の貨幣を得たる所に於いて之れを費すものである。第三は織物業者、様革職、製帽職、毛絲製造職の如く國內に金銀を齎す者である。是に於いて乎、此の種技術の既に行はるゝ所に於いては之れを鼓舞奨励するの必要があり、而して其の未だ行はれざる所に於いては之れを開始しなければならぬ。(Ibid. fols. 33-34.)

十

晩餐後の第三對話に於いて、博士は國內の災厄に對する救済策を求められる。先づ、萬人の最も愁訴する第一の災厄は一般的且つ普遍的の高價であり、第二は國內の金銀の涸渴であり、第三は構園及び耕作地を變じて牧場たらしむることであり、第四は、都邑、町區及び村落の衰頹であり、而して最後のものは宗教上の分離及び宗教上に於ける意見の相違である。あらゆる物に在つて主要若しくは本源的原因が看出されなければならぬ。(Ibid. fol. 41.)。而して博士は刻下の災厄の主要若しくは有效原因を貨幣の改悪に求める。曰く、余は這般の鑄貨改變を以つて外國人をして先づ彼れ等の商品をより高價に吾人に販賣せしめ、而してそは總べての農民及び何等かの貨物を産出する借地人をして又、之れをより高價に賣却せしめ、之れが高價は紳士をして彼れ等の地代を引き上げしめ、又農場を其の手中に收めしめ、遂にはより多くの地所を構園せしむる第一本源の原因であると思惟すると。斯くの如き篇中の博士の意見は又ヒュー・ラチイマーの説教中に表明せらるゝ所と同一のものである。(本稿八四頁参照)。

而も一千五百六十年に於けるエリザベス女王の惡貨整理以後に於いて本書を出版せるダブルユー・エスは、當然、篇中の士爵をして、若し斯くの如きものが果して高價の最主要原因であるとするならば、今や我が英國の鑄貨は再び完全に其の舊時の純良と完美とに復歸せしめられて久しきを経過したに拘らず、總べての物の價格が其の舊時の相場に戻らざるは如何、貴下の云ふ所に據れば、原因にして除去せられんか、結果も亦、取除かる可きではないかといふ質問を提起せしめなければならなかつた。博士は答へて曰く、英國内の貨幣は今や其の適度の品位を回復したとは云ひながら、印度及び其の他の國々より殆んど無限に貴金屬の輸入せらるゝ結果として貨幣價値は猶ほ依然として其の下落の勢ひを續け、舊時に在つては三十磅乃至四十磅の收入を有するものは有福なる戸主若しくは富者中に數へられたのであるが、今日では乞食と相去る遠からざるものと看做さるゝに至つたと。(Ibid. fols. 44-45.)。斯くの如き寫本中に存せざる意見が版本中に挿入せらるゝに至つたことは、本書の述作と出版との間に公にせられた佛蘭西の政治學者ジャン・ボードン(Jean Bodin)の所説に影響せられた結果であることは今更ら喋々を要せざる所であらう。(前掲拙著「重商主義經濟學說研究」二二二―二二七頁参照)。斯くして刻下の災厄の救済策が鑄貨制度の改正に存する旨を論述せる箇所は版本に於いては遂に削除せられたのである。(A Discourse of the Common Weal, op. cit., pp. 104-120.) (『重商主義』三九―四〇頁参照)。物價の騰勢は西部獨逸、フランダール及び佛蘭西に於ては第十六世紀の末に及んで停止したのであるが、英國に於いては第十七世紀の初期に於いても尙ほ持續したのである。

博士は次いで構園の主要原因を以つて「貪慾」に在りと觀る。而も、吾人は總べての強慾を人間より取除くことを得

可き方法を案出し得るものではない。是に於いて乎、吾人は此の方面に於ける人間の強慾心の發動す可き機会を彼れ等から取り去らなければならぬ。そは何であるか。彼れ等が農業による以上に斯くの如き構圍より生ずることを知る非常の利得である。(A Compendious or brief examination, op. cit., fol. 46.)。博士の提唱する救済策は實に既述の如く、農民をして牧羊者が其の羊毛を賣却するの自由を有すると恰も等しく、國內に於いても國外に於いても、常に穀物を賣却するの自由を有せしむるに在る。而して農民が繁榮するを見たならば、他の者も亦、之れに倣つて其の牧場を耕圃に改むるに至る可きである。而して是れに由つて販路は一時膨脹す可きであるが、然も漸次之れに連れて農場の面積を増大し、延いて穀物の生産増加と爲り、國內の收穫豊かなる時は、販路を國外に求めて金銀の誘入を來し、凶作時に於いては、國內の消費を充足するに至る可きである。(ibid.)。

商人(ランバードの寫本には「士爵」となつてゐる)曰く、然らば、此の國の都市衰頹の原因如何と。博士は之れを諸職業の衰頹に歸する。商人曰く、余もよく之れを信ずる。然しながら、斯くの如き諸職業衰頹の原因は何であるかと。是に於いて乎、博士は諄々として其の説を述べて曰く、職業の衰頹は曾つて諸都市に於いて製造せられた貨物に對する需要の減退より生ずると。而して這般の需要減退は、現在に於いては地方に於ける最貧困の著者と雖も其の附近に於いて製造せられたる物品を以つて満足せず、殊に上流の紳士は倫敦より到來せる貨物に非ざれば其の意に滿つることなきに至れるに起因する。然も尙ほ、倫敦の商品も多くは同地に於いて製造せらるゝものではなくして、海外から來るものである。是れが爲めに我が諸都市の工匠は業務閑散と爲り、倫敦、殊に海外諸都市に於ける職業は我が損失に由つてよく勃興したのである。是に於いて乎、吾人は斯くの如く夥しき舶來の不用品、而して殊に當地に於いても吾人の間に於いて製造せられ得るが如き貨物の輸入せらるゝを阻止するの策を講じなければならぬ。而して博士は現に英國に於いて消費せらる可き財貨を製造するが爲めに海外に於いて作業しつゝある二萬人が英國内に於いて仕事に従事せしめらるゝを得可きことを確信する。(ibid., fol. 48.)。

博士は又、加工品を輸入するよりも、寧ろ異郷より熟練を有する技工を移住せしむ可きであると云ふ意見を有して居つた。彼れはギルドの特權を全然廢棄す可しとは主張しないのであるが、而も是れを以つて時に有害なるものとして非難してゐる。(ibid., fols. 49-50.)。而して英國は實にエリザベス女王朝並びに其の後の治世に於いて熟練手工の誘致によつて利する所大なるものであつた。洵に第十六、七世紀に於いては、各個國民の先天的に決定せられた特性及び獨特の運命に對する信念の結果として生じたる國民主義は殆んど全く未知のものであつた。當時の人は尙ほ集會的單位を以つて人種、言語及び習慣による統一的國民と考ふことがなかつた。其の關心事は國家であつて、國民ではなかつた。斯くて國家の工業を盛んならしむるが爲めに、未加工品の輸出を禁止すると共に、有生の用具、即ち工匠を海外より誘致せんとしたのである。最後に宗教に關する論議を以つて對話は終る。

此の對話篇は實に生産者と消費者との間の距離次第に廣きを加へ、商品の流通愈々大と爲り、産業及び商業の國

「千五百八十一年版ダゲルキー・エス・オントルマン著
『種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討』」

二一〇 (二一〇)

家的規制益々強固ならんとする初期國民經濟時代の最重要なる經濟文献の二として永く記憶せらる可きものである。著者の思想の多くは中世的起源のものであるが、而もそれは多く古典的知識を以つて潤色せられ、而して光彩ある商業革命期の精神に於いて表現せられてゐる。

シュロオテ著「十八世紀以降の英吉利對外貿易の變遷」

—Werner Schlole, Entwicklung und Strukturwandlungen des englischen

Außenhandels von 1700 bis zur Gegenwart. Jena. 1938.—

高村 象 平

何處の國の歴史でも、その國の人が研究すれば一番よいものが出来る筈であるが、然しこれと同時に、他の國民の手になるものも亦、着想その他に於いて當該國人の研究と違つたものが見出される點からして、有意義なものが甚だ多い。由來、英吉利の對外貿易に就いての英吉利人の勞作は決して尠しとしないが、その他方本書の如き獨逸人の研究書も亦顧みらるべき價值を十分に持つ。

擬て、本書はキール大學附屬の世界經濟研究所の叢書の一である。その序文に説くところに據れば、本書は、經濟發展上に占める恐慌の意義を明かにし、且つ近代的景氣變動論を検討する上に役立つべき資料を提供するに在ると云ふ。しかもこの爲めには、先づ經濟構造の變化と景氣變動との相互關係を明かにせねばならないが、これには比較的長期に亘つて資本主義經濟の發展を見ると共に、主要工業國の發展を研究するを要する。これには、諸國の對外貿易の變遷が好個の指標となる。然るにこれ等主要國の孰れも統計資料を完備して居ないので、これの比較的

シュロオテ著「十八世紀以降の英吉利對外貿易の變遷」

二一一 (二一一)